

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月27日

【事業年度】 第40期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

【会社名】 株式会社極楽湯ホールディングス

【英訳名】 GOKURAKUYU HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長グループCEO 新川 隆 丈

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町二丁目4番地

【電話番号】 03(5275)4126(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CFO 鈴木 正 守

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町二丁目4番地

【電話番号】 03(5275)4126(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CFO 鈴木 正 守

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	12,051,425	14,129,656	13,758,212	13,961,547	15,990,274
経常利益 (千円)	204,351	345,712	703,195	473,104	172,650
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	111,184	312,859	287,560	251,536	2,281
包括利益 (千円)	288,368	240,444	48,950	338,789	211,630
純資産額 (千円)	6,020,496	6,863,183	7,143,863	9,644,621	8,878,987
総資産額 (千円)	16,385,627	18,833,540	19,171,393	22,259,954	23,510,708
1株当たり純資産額 (円)	370.36	378.22	377.51	445.73	422.65
1株当たり当期純利益 (円)	9.15	24.19	21.16	15.65	0.13
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	8.07	21.70	18.75	14.61	0.13
自己資本比率 (%)	28.8	26.6	28.0	34.6	29.7
自己資本利益率 (%)	2.5	6.4	5.5	3.8	0.0
株価収益率 (倍)	60.9	22.9	41.7	44.4	4,440.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,213,823	1,917,063	1,442,284	1,105,896	1,625,386
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,488,876	1,102,717	2,560,648	2,304,431	5,301,306
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,184,787	1,198,826	61,421	2,594,568	489,237
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	3,824,900	5,766,334	4,638,057	6,061,719	2,792,704
従業員数 (名) [ほか、平均臨時雇用者数]	525 [762]	540 [752]	749 [746]	579 [742]	608 [801]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等を第40期の期首から適用しており、第39期に係る総資産額及び自己資本比率については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

3 当社グループの業績をより適切に開示するために、第40期の連結会計期間から、12月末日が決算日である中国子会社は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用する方法に変更しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月		2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高	(千円)	10,558,228	10,983,792	8,245,528	750,194	734,836
経常利益	(千円)	12,441	206,844	483,999	220,389	280,691
当期純利益	(千円)	13,543	226,730	292,671	135,037	209,710
資本金	(千円)	2,350,759	2,412,602	2,553,950	3,621,302	3,664,741
発行済株式総数	(株)	13,670,900	14,142,600	15,127,400	18,207,500	18,458,800
純資産額	(千円)	4,488,856	4,783,812	5,309,017	7,546,315	7,183,409
総資産額	(千円)	14,353,722	15,884,118	13,739,873	16,463,871	16,975,382
1株当たり純資産額	(円)	347.90	356.22	366.50	427.62	422.28
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)
1株当たり当期純利益	(円)	1.11	17.53	21.54	8.40	12.28
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	0.98	15.73	18.43	7.84	11.86
自己資本比率	(%)	30.9	29.7	37.9	44.9	41.1
自己資本利益率	(%)	0.3	5.0	5.9	2.1	2.9
株価収益率	(倍)	499.7	31.6	41.0	82.7	48.3
配当性向	(%)	538.3	34.2	27.9	71.4	48.9
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者数]	(名)	132 [762]	136 [752]	137 [1]	149 [ ]	10 [ ]
株主総利回り	(%)	130	131	209	166	144
(比較指標：JASDAQ INDEX)	(%)	(116)	(115)	(139)	(184)	(159)
最高株価	(円)	686	712	1,394	864	795
最低株価	(円)	404	521	506	674	466

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等を第40期の期首から適用しており、第39期に係る総資産額及び自己資本比率については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

3 第37期及び第38期並びに第39期における損益変動の主な理由は、2017年1月1日付で当社が会社分割を実施し、持株会社制へ移行したためであります。

4 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

## 2 【沿革】

年月	概要
1980年4月	三洋実業株式会社（現、株式会社極楽湯ホールディングス）を設立
1984年8月	株式会社フォーラムに商号を変更
1993年4月	株式会社自然堂（東京自然堂 - 1999年4月の合併で消滅）を設立
1996年12月	F C 1号店としてスーパー銭湯極楽湯古川店を開店
1997年3月	株式会社フォーラムを株式会社自然堂に商号変更 （大阪自然堂 - 1999年4月の合併により存続）
1998年3月	直営1号店としてスーパー銭湯極楽湯奈良店を開店
1999年3月	F C 3店舗（大成店、麻生田店、多賀城店）を開店
1999年4月	大阪自然堂が東京自然堂を吸収合併 存続会社名を株式会社自然堂とする
2000年3月	直営2店舗（福島店、宇都宮店）、F C 4店舗（佐賀店、人間店、取手店、香椎店）を開店
2001年3月	F C 4店舗（鎌ヶ谷店、南草津店、南福岡店、名取店）を開店
2002年3月	直営2店舗（彦根店、幸手店）、F C 4店舗（浜松幸店、東大阪店、小倉店、長崎店）を開店
2002年11月	日本証券業協会に店頭売買有価証券として株式を登録（現、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））
2003年3月	直営1店舗（柏店）、F C 3店舗（枚方店、八戸店、長岡店）を開店
2004年3月	直営2店舗（茨木店、泉北豊田店）、 F C 3店舗（浜松佐鳴台店、尼崎店、さっぽろ弥生店）を開店
2004年6月	第三者割当増資を実施 資本金1,334,080千円
2005年3月	直営1店舗（和光店）、F C 1店舗（仙台泉店）を開店
2006年3月	直営4店舗（大和橿原店、金沢野々市店、横浜芹が谷店、豊橋店）、 F C 3店舗（さっぽろ手稲店、仙台南店、吹田店）を開店
2006年4月	第三者割当増資を実施 資本金2,030,281千円
2006年7月	株式会社自然堂を株式会社極楽湯に商号変更
2007年1月	株式分割（普通株式1株につき5株）を実施
2007年3月	直営4店舗（青森店、多摩センター店、福井店、津店）を開店
2008年3月	直営2店舗（宮崎店、三島店）、F C 1店舗（福島いわき店）を開店
2009年3月	F C 2店舗（札幌美しが丘店、福島郡山店）を開店
2010年3月	直営2店舗（千葉稲毛店、上尾店）を開店、F C 1店舗（吹田店）を直営化
2011年4月	極楽湯（上海）沐浴有限公司を設立（現、極楽湯（上海）沐浴股份有限公司）
2013年2月	直営1店舗（極楽湯 碧雲温泉館）を開店
2013年4月	直営1店舗（福島店）をF C化
2014年4月	直営1店舗（水戸店）を開店、極楽湯中国控股有限公司を設立
2014年8月	直営1店舗（RAKU SPA 鶴見）を開店
2014年10月	F C 1店舗（浜松佐鳴台店）を直営化
2015年2月	直営1店舗（極楽湯 金沙江温泉館）を開店
2015年10月	F C 1店舗（京王高尾山温泉）を開店
2016年3月	F C 1店舗（鷹山の湯）を開店
2016年8月	浜松佐鳴台店を改装し、RAKU SPA Cafe 浜松に店名変更
2016年11月	直営1店舗（極楽湯 金銀潭温泉館）を開店

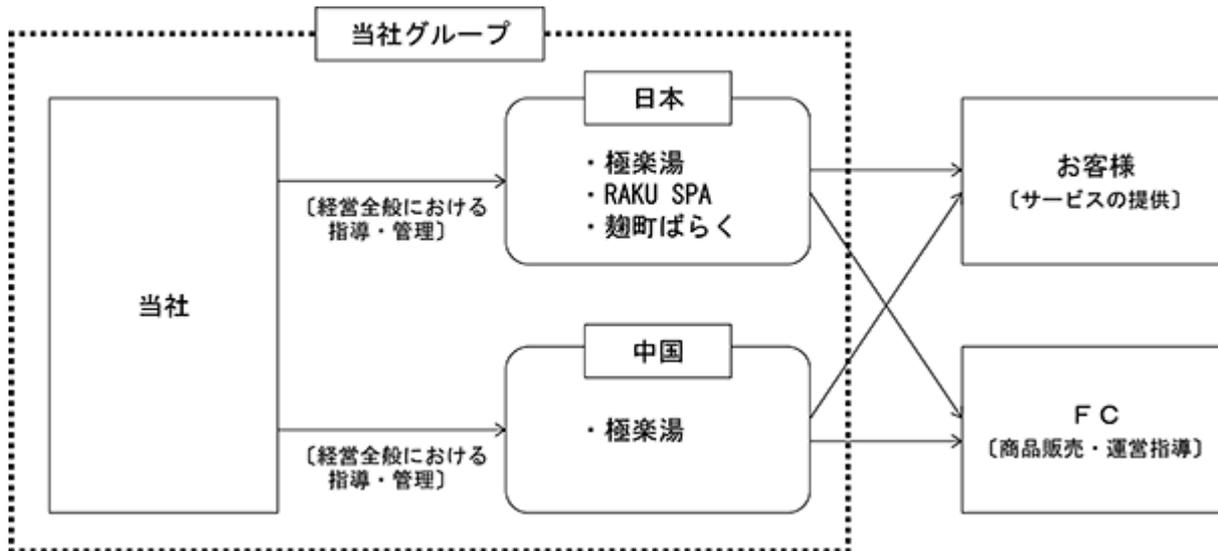
2017年 1月	新設分割を実施 持株会社制度に移行 株式会社極楽湯を株式会社極楽湯ホールディングスに商号変更 新たに事業会社、株式会社極楽湯（100%子会社）を設立
2017年 8月	第三者割当増資を実施 資本金3,560,694千円
2017年 9月	直営 1店舗（麴町ばらく 四ツ谷店）を開店
2017年11月	F C 1店舗（極楽湯 青島紅樹林館）を開店
2017年12月	F C 1店舗（極楽湯 川沙温泉館）を開店
2018年 2月	直営 1店舗（極楽湯 嘉定温泉館）を開店
2018年 6月	直営 1店舗（RAKU SPA GARDEN 名古屋）を開店
2018年10月	F C 1店舗（極楽湯 博大温泉館）を開店 直営 1店舗（極楽湯 嘉定温泉館）をF C化 当該店舗を運営する極楽湯（上海）酒店管理有限公司を連結の範囲から除外
2019年 1月	直営 1店舗（極楽湯 欧亜温泉館）を開店
2019年 2月	直営 1店舗（麴町ばらく 晴海トリトンスクエア店）を開店
2019年 3月	直営 1店舗（RAKU SPA 1010 神田）を開店  (2019年 3月31日現在の店舗数) 極楽湯 日本 直営 21店舗 F C 15店舗 海外 直営 4店舗 F C 4店舗 RAKU SPA 日本 直営 4店舗 麴町ばらく 日本 直営 2店舗 合計50店舗

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社の連結子会社10社より構成されており、温浴事業を主な事業としております。

当社グループは、日本と海外（中国）で「極楽湯」・「RAKU SPA」の名称にて大規模温浴施設（スーパー銭湯）を展開しており、現在、日本国内で「極楽湯」36店舗（直営21、フランチャイズ15）と「RAKU SPA」4店舗（直営）、海外（中国）で「極楽湯」8店舗（直営4、フランチャイズ4）を出店しております。直営店では温浴施設の入館料収入及び飲食収入、整体や理髪、物販等の収入を得ており、フランチャイズ店では加盟契約に基づき、スーパー銭湯経営に関する商品販売収入とノウハウ等の提供によるロイヤリティ収入等を得ております。また、日本国内では、関連事業の一つとして「麴町ばらく」（蕎麦と天ばらめし）を2店舗展開しております。海外（中国）では店舗で宿泊できるようにするなどホテル事業を3店舗で展開しております。

当社グループの事業系統図は次のとおりであります。なお、主要な関係会社については、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」をご参照ください。



## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社極楽湯	東京都 千代田区	40,000	温浴事業	100.0	資金の貸付、 役員の兼任 3 (注) 1 名
極楽湯中国控股有限公司	中国香港	2,881,364	温浴事業	51.0	役員の兼任 3 (注) 1 名
極楽湯(上海)沐浴股份有限公司	中国上海市	1,820,971	温浴事業	95.9 (95.9) [3.9]	資金の貸付、 役員の兼任 3 (注) 1 名
極楽湯(上海)沐浴管理有限公司	中国上海市	850,000	温浴事業	100.0 (100.0)	資金の貸付、 役員の兼任 1 (注) 1 名
極楽湯(武漢)沐浴有限公司	中国湖北省 武漢市	850,000	温浴事業	100.0 (100.0)	資金の貸付、 役員の兼任 1 (注) 1 名
極楽湯(上海)建築方案諮詢有限公司	中国上海市	16,179	建築設計 事業	100.0 (100.0)	資金の貸付、 役員の兼任 1 名
極楽湯(蘇州)酒店管理有限公司	中国江蘇省 蘇州市	32,037	温浴事業	100.0 (100.0)	
吉林極楽湯酒店管理有限公司	中国吉林省 長春市	516,642	温浴事業	100.0 (100.0)	資金の貸付 (注) 1
旅籠(上海)酒店管理有限公司	中国上海市	166,905	宿泊事業	70.0 (70.0)	役員の兼任 1 名
極楽湯(杭州)酒店管理有限公司	中国浙江省 杭州市	259,164	温浴事業	100.0 (100.0)	

(注) 1 特定子会社であります。

2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している子会社はありません。

3 「議決権の所有割合」欄の( )内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。また、[ ]内は、緊密な者等の所有割合であります。

4 上記以外に非連結子会社が1社、持分法を適用しない関連会社が2社あります。

5 株式会社極楽湯については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1)売上高	11,508,640千円
(2)経常利益	97,285千円
(3)当期純利益	173,886千円
(4)純資産額	1,284,516千円
(5)総資産額	11,355,568千円

6 極楽湯(上海)沐浴股份有限公司については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1)売上高	1,749,571千円
(2)経常利益	199,764千円
(3)当期純利益	149,823千円
(4)純資産額	2,629,686千円
(5)総資産額	4,089,078千円

7 極楽湯(上海)沐浴管理有限公司については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1)売上高	1,657,712千円
(2)経常利益	226,338千円
(3)当期純利益	169,782千円
(4)純資産額	1,074,824千円
(5)総資産額	1,564,754千円

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	157(801)
中国	451( )
合計	608(801)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
 3 前連結会計年度末に比べ従業員数が29名増加しております。主な理由は、事業の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

## (2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
10( )	40.5	6.2	6,422

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	10( )
合計	10( )

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
 4 前連結会計年度末に比べ従業員数が149名減少しております。主な理由は、2018年4月1日付で、連結子会社である株式会社極楽湯へ簡易吸収分割したことによるものであります。

## (3) 労働組合の状況

労働組合はありませんが労使関係は安定しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1) 出店戦略の再構築

日本においては、60店舗体制の確立に向けて今後も直営店出店に重点をおいた店舗開発に取り組んでまいります。併せて、出店場所の確保のための出店候補地に関する情報収集強化や、投資効率の更なる向上を図るための出店条件精査にも一層注力してまいります。

中国においては、新たな直営店の出店に向けて準備を進めて行くと共に、「極楽湯ブランド」の確立とスピーディーな浸透を図るべく海外企業との連携の強化やフランチャイズ事業を含めた様々な事業展開に取り組んでまいります。

また、国内外の既存店につきましても、収益向上を目的とした改装など様々な見直しを積極的に検討し、実施してまいります。

#### (2) 人材の確保・育成

日本においては、60店舗体制の確立及び直営店に重点を置いた出店戦略を推進していくに当たり、店舗数及び業容の拡大に対応できる人材の確保及び育成が重要であると考えております。また、中国においては、“安心・安全”や“心からのおもてなし”など当社グループの根幹となる考え方やサービスへの理解をより一層深め、適正な店舗運営を行っていくためにも、日中相互の人材交流に加え、採用強化による適切な人材の確保及び徹底した指導・育成に取り組んでまいります。

#### (3) 衛生管理及び設備の維持管理

当社グループは、衛生管理の徹底を最重要事項として取り組んでおります。お客様に快適かつ安心してご利用いただけるよう、営業中の定期的な水質検査や浴場配管設備の清掃を徹底しております。また、施設の経年劣化に伴って設備の維持管理が重要となりますので、今まで以上に店舗設備のメンテナンスにも注力し、安心かつ安全で清潔な施設運営に努めてまいります。

#### (4) 新形態の温浴施設の開発

当社グループがこれまでに蓄積してまいりました温浴施設を核とした店舗開発・運営に関するノウハウを活かし、様々な業態とのコラボレーションや従来の郊外型施設とは異なる“都市型温浴施設”など、これまでの形態や立地にとらわれ過ぎることなく、より魅力的な付加価値の高い施設に加え、新業態の開発を国内外で展開することに積極的に取り組んでまいります。

#### (5) 子会社等の経営

当社は、持株会社としてグループ経営戦略の策定及び子会社の経営管理・指導をしております。日本で温浴事業を中心に展開する「株式会社極楽湯」、中国で温浴事業を展開する「極楽湯中国控股有限公司」（中国エリア統括会社）等の子会社の経営が適正かつ健全に行われるよう、積極的にサポートをしております。

引き続き、当社グループのブランド力の向上及び業績への貢献を図るべく、日本と中国における事業展開を円滑に推進できるよう努めてまいります。

#### (6) 株式会社の支配に関する基本方針について

当社グループは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的とし、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株式等の大規模な買付行為に対する対応策（以下、「前プラン」という。）を2006年5月26日の取締役会において導入しておりますが、2016年12月16日の取締役会において、更新（以下、「本プラン」という。）しております。

[ 当社の株主共同の利益の確保及び向上に関する取組み ]

当社グループは、「人と自然を大切に思い、人の心と体を『癒』すことにより、地域社会に貢献することで、自己の確立と喜びを感じる企業でありたい」という経営理念のもと、「極楽湯」「RAKU SPA」という大規模温浴施設を全国的に展開し、「極楽湯」「RAKU SPA」が地域社会における新しいコミュニティシンボルとして、多くのお客様に高水準の「健康」と「癒し」を提供し続けることを目指し、事業展開を行ってまいります。

具体的には、以下の5項目を基本方針として策定しております。

1. 温浴施設「極楽湯」「RAKU SPA」において、時代の変化や顧客ニーズを的確に捉えた、質の高いサービスを提供することで、顧客満足度を高め、企業としての適切な利益を安定的に獲得する
2. あらゆるステークホルダーを重視した経営を行い、その健全な関係の維持・発展に努める

3. 各地域の文化や慣習を尊重し、地域に根ざした企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する

4. 「開かれた企業経営体質」を基本に、危機管理体制の構築と法令遵守を徹底する

5. ホスピタリティ、チャレンジ精神、経営マインドを持った人材を育成する

上記の経営理念のもと、スーパー銭湯のパイオニアとして確立してきたビジネスモデルを持つ当社グループを営むにあたっては、“お風呂”を日本の文化と捉え、その文化を継承・発展させていくことに対する真摯な気持ち、温浴事業に対する高度な専門知識や豊富な経験、並びに当社をとりまくあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であり、このような様々な要素が、当社グループの企業価値の源泉となるとともに、株主の皆様のご共同利益を図っているものと考えております。

当社取締役会は、当社における上記のような事情を踏まえ、当社株式等の大規模な買付行為が行われた場合に、株主の皆様が対応方法を検討するために十分な時間と情報を確保することができるよう、合理的なルールを設定させていただくことが、株主共同の利益に資すると考え、本プランを導入いたしました。

#### [ 本プラン継続目的 ]

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。また、当社は、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに株主共同の利益が害されるということではなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

しかしながら、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等典型的に濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、当社株主の皆様が事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等が含まれていることも考えられます。また、前記のような、株主共同の利益を害する態様による買付行為に当たらない場合であっても、ある程度の経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの決断を株主の皆様がするにあたっては、必要十分な情報の提供と一定の検討期間が与えられた上で熟慮に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるような態様を確保することが、株主共同の利益に資するものと考えます。

当社は、当社が把握している直近の当社株主名簿及び当社が現時点において受け取っている大量保有報告書及び変更報告書において、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用の可能性があるような当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識しておりませんが、将来において、そのような者が登場することはあり得るところであると考えます。そこで、前記のような観点から、株主共同の利益を害することが明白な買付行為から当社の株主共同の利益を保護し、かつ、当社の株主の皆様が、経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断するにあたってインフォームド・ジャッジメントを行うことができるよう、前プランの内容を一部変更し、本プランとして継続するものであります。

#### [ 本プランの内容 ]

##### < 本プラン適用の要件 >

本プランは、特定株主グループ(注)1の議決権割合(注)2を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等(注)3の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような買付行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、これには当たらないこととします。）に対して、適用されるものとします。

本プランが適用される場合、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、本プランに定められた大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しなければならないものとします。

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

(注)1「特定株主グループ」とは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基

づき共同保有者とみなされる者を含みます。) 、又は 当社の株券等 ( 同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。 ) の買付け等 ( 同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。 ) を行う者及びその特別関係者 ( 同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。 ) を意味し、以下同じとします。

(注) 2 「議決権割合」とは、 特定株主グループが、前記(注) 1 の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合 ( 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数 ( 同項に規定する保有株券等の数をいいます。 ) も計算上考慮されるものとします。 ) をいい、 特定株主グループが、前記(注) 1 の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合 ( 同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。 ) の合計をいい、以下同じとします。

(注) 3 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

< 大規模買付ルールの内容 >

( a . 必要十分な情報の提供 )

大規模買付ルールが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為 ( 以下「買付提案」といいます。 ) の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した意向表明書を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会にかかる意向表明書を受領した後5営業日以内に、大規模買付者に対し当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者自身及び買付提案に係る情報 ( 以下「必要情報」といいます。 ) を以下の1乃至6に規定する大項目からなるリスト ( 以下「必要情報リスト」といいます。 ) として交付します。大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、提出を受けた必要情報のうち、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントに資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により、これを株主の皆様に開示するものとします。

- 1 . 大規模買付者及びそのグループに関する事項
- 2 . 当社株券等の取引状況
- 3 . 買付提案の買付条件
- 4 . 当社株券等の取得対価の算定根拠
- 5 . 資金の裏付け
- 6 . 当社株券等を取得した後の経営方針及び事業計画等

当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして必要情報を精査し、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっているか否かについて判断するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていると判断した場合、速やかに、必要情報の提供があった旨を取締役会が適当であると判断する方法により公表するとともに大規模買付者に対し通知し、かかる公表を行った日をもって、検討期間の開始日 ( 以下「検討期間開始日」という。 ) とします。

これに対し、当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が、必要情報リストの要件を満たしていないと判断した場合、又は、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていないと判断した場合、大規模買付者に対して、必要情報リストの要件を満たすために改めて提出することが必要な情報及び株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要な情報 ( 以下、総称して「必要的追加情報」といいます。 ) を提出するよう大規模買付者に求めることができるものとします。この場合、当社取締役会が、大規模買付者により、かかる必要的追加情報の提出がなされたと判断した場合、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとし、かかる公表を行った日をもって検討期間開始日とするものとします。

なお、大規模買付者から提出された必要情報又は必要的追加情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとします。

( b . 検討期間 )

大規模買付者は、前記の検討期間開始日を起算日として、当社取締役会が、買付者からの情報を検討した上、場合によっては買付提案に対する代替案を提示し、又は、株主の皆様が買付提案に応じて当社株券等を売却するか否かのインフォームド・ジャッジメントを行うための期間として、一定の検討期間を設けなければならないものとします。

大規模買付者は、かかる検討期間の末日の翌日から、大規模買付行為を開始することができるものとします。

具体的な検討期間については、買付提案の評価等の難易に応じ、以下のとおりとします。但し、当社取締役会は、大規模買付者及び買付提案の内容に照らし、検討期間を以下の(イ)又は(ロ)の期間よりも短縮することが妥当であると判断した場合、当社取締役会の裁量により、検討期間を短縮することができるものとします。

(イ) 現金(円貨)のみを対価とする、当社の発行済全株式を対象とする公開買付け：60日間

(ロ) 前記(イ)以外の方々の大規模買付行為：90日間

(c. 買付提案が変更された場合)

検討期間開始日以降に、買付提案に重要な変更があった場合(かかる変更後の買付提案を、以下「変更買付提案」といいます。)、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものでないか否かを判断するものとします。

当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものであると判断した場合、大規模買付者は、変更買付提案に係る必要情報(変更前の買付提案と比較して実質的に不利益となった部分に係る必要情報に限るものとします。)を当社に対して提出しなければならず、当社取締役会が変更買付提案の提出があった旨を公表した日を新たな検討期間開始日として、前記b.に従った検討期間を設けなければならないものとします。

これに対し、当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案よりも当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものではないと判断した場合、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間が引き続き存続するものとします。

(d. 大規模買付ルールが遵守された場合)

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して、必要情報(及び必要的追加情報)を提出し、かつ、検討期間の猶予を設けた場合には、当社取締役会は、大規模買付者又は買付提案が以下の各号に定めるいずれかに該当する場合でない限りは、仮に、当社取締役会が、買付提案に反対であったとしても、反対意思の表明、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うにとどめ、本プランに定める対抗措置の発動は行わないものとします。

真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合(いわゆるグリーンメイラー)

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者又は特定株主グループに移譲させる目的で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者や特定株主グループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合

最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に(あるいは明確にしない)設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合(いわゆる二段階強圧的買収)

(e. 対抗措置の発動)

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、又は、ルールを遵守した場合でも、当社取締役会が、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、大規模買付者若しくは買付提案が、前項d.の乃至のいずれかに該当する場合、当社取締役会の決議により、直ちに対抗措置を発動することができるものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要、前項d.の乃至のいずれかに該当すると判断した事由及びその他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(f. 対抗措置の内容)

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てをはじめとし、その時点の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める行為を行います。具体的な対抗措置の種類及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択します。

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動後であっても、大規模買付者が必要十分な必要情報の提供を行ったこと又は買付提案を変更したこと等により、大規模買付行為が、当社の株主共同の利益の向上に資するものとなったと判断した場合、並びに、大規模買付者が大規模買付行為を撤回したことにより、対抗措置の発動の必要がなくなっ

た場合等には、法令により許容される方法により、対抗措置をとり止めることができます。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様が割当てられる新株予約権の概要は、以下のとおりとします。

#### [ 新株予約権の概要 ]

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様が割当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の概要は以下の各号に規定するとおりです。なお、以下の各号に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更されることがあるものとします。

##### 本新株予約権の割当ての対象となる株主等

当社取締役会は、本新株予約権の割当てを決定した場合、直ちに、会社法第124条に基づく基準日（以下「割当基準日」といいます。）の設定を行います。かかる基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割当てます。

##### 本新株予約権の総数

割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除いた数を上限とします。

##### 本新株予約権の割当てが効力を生じる日

本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会にて別途定めるものとします。

##### 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は1株とします。但し、当社が株式の分割又は併合等を行う場合には、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。

##### 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株あたりの払込金額は1円以上で当社取締役会が定める額とします。

##### 本新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者は、本新株予約権を行使できないものとします。

##### 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要するものとします。

##### 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める日を初日とし、2か月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします（以下「行使期間」といいます。）。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

##### 本新株予約権の取得条項

本新株予約権には、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があります。

また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があります。

##### 本新株予約権に係る新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求がある場合に限り発行するものとします。

##### その他

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めるものとします。

#### [ 株主及び投資家の皆様と与える影響等 ]

##### < 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様と与える影響 >

本プランは、導入時点において新株予約権の無償割当て等を行うものではありませんので、導入時点において株主及び投資家の皆様の権利関係に影響はございません。

##### < 対抗措置の発動時において株主及び投資家の皆様と与える影響 >

対抗措置の発動として、本新株予約権の割当てがなされた場合には、割当基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その保有株式数に応じて本新株予約権が割当てられることとなります。

割当てを受けた株主様が、所定の権利行使期間内に、権利行使のために必要な行為を取らなかった場合、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により議決権比率が低下することとなります（但し、当社普通株式を取得対価

とした取得条項に基づく取得の結果として当社普通株式が交付される場合には、こうした議決権比率の低下は生じないこととなります。 )。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置の発動に係る手続きの過程において、株主の皆様に必要な情報を開示しますが、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合、及び本新株予約権無償割当てを実施したにもかかわらず、例えば、大規模買付者が買付を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希薄化が生じることを前提にして売却等を行った株主の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

<対抗措置の発動時において株主の皆様に必要な手続>

対抗措置の発動として、無償割当てによる本新株予約権の割当てがなされる場合、前記のとおり、割当基準日を公告し、割当基準日における株主の皆様には本新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります(証券保管振替機構をご利用の株主様については、名義書換手続は不要です。)。新株予約権の無償割当てにおいては、株主の皆様の申込みの手続は不要であり、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者になられます。

なお、対抗措置として、株主割当てによる新株予約権の発行がなされる場合は、当社又は当社の証券代行事務会社より、割当基準日現在の株主の皆様に対して、新株予約権申込書が送付されます。新株予約権の割当てを希望される株主の皆様は、新株予約権申込書に必要事項を記入の上で申し込み、新株予約権証券を受け取り、新株予約権を行使していただくこととなります。

[その他]

・本プランは、買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足しております。

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しています。また、2008年6月30日付の経済産業省企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」も踏まえた内容になっています。

・本プランは、デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではありません。

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としているため、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

・本プランの有効期限、継続及び改廃

本プランは、当社取締役会において、本プランを継続するか否か及び継続とした場合その内容について検討し、決定することといたします。有効期限は、発効から最長3年とし2019年12月16日までに開催予定の当社取締役会終結の時までとします。

また、本プランは、当社取締役会において継続が決議された後であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合、当社取締役会は、その内容につきまして速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、本プランを修正または変更する場合があります。

## 2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす

可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 出店計画について

当社グループの直営店は基本的に土地を購入せず、土地の有効活用を考える地主等から、定期借地権を設定して賃借する型を取っております。その賃貸借期限が切れた場合もしくは中途解約する場合は原則として、建物を撤去し、現状復帰して返却する必要があり、その現状復帰費用は当社グループの負担となり、該当する店舗においては資産除去債務を計上しているものの、状況により追加費用等により業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制等について

当社グループはスーパー銭湯を開設、営業するに際して、公衆浴場法のほか、食品衛生管理法、建築基準法等の法令並びに地方自治体の条例、各種行政指導による規制を受けます。当社グループはこれらの法令等の遵守を徹底しており、当局に対して十分に事前打合せや問合せを行っておりますが、万が一、営業許可が下りなかった場合、もしくは承認が長引いた場合は出店計画の修正を余儀なくされ、また既存店舗で法令違反が起きた場合は営業停止等の行政処分によって業績に大きな影響が出ると予想されます。また、これら規制が強化された場合、当社グループが負担するコストが上昇し、業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

(3) 水質管理について

公衆浴場において最も大切なものとして浴槽内の水質管理が挙げられます。昨今は、温浴施設でのレジオネラ属菌による事故も発生していることもあり、当社グループでは誰もが安全に入浴できるよう徹底した水質検査に努めております。具体的には従業員が各浴槽を一時間毎に巡回し目視及び検査試薬による水質検査を実施し絶えず安全を確認しておりますが、万が一、レジオネラ属菌による事故等が起こった場合、「極楽湯」、「RAKU SPA」としてのブランドが低下し、来店客数が減少する恐れがあります。また、営業停止処分が解除された後も評判が回復するまで時間を要したり、十分に回復しない恐れがあります。

(4) 店内で提供する飲食について

当社グループは、店内に飲食スペースを設けており、食品衛生管理法の規制対象として管轄保健所から営業許可を取得しております。定期的な衛生検査等食品衛生管理の遵守を心掛けており、安心安全な食材を提供することを徹底しておりますが、万が一、食中毒が発生した場合は営業停止等の行政処分によって業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

(5) 管理体制について

小規模組織にて運営しておりますが、内部管理体制もこのような規模に応じたものとなっております。今後は事業の拡大に備えて人材の確保・育成に一層の充実を目指しておりますが、人材等の充実が適切かつ十分に進まなかった場合、或いは既存の人材が流出した場合は当社グループの業務執行に支障が生じる可能性があります。

## (6) その他店舗運営について

当社グループの店舗運営は関係法令に則り、また従業員全員への店舗運営マニュアルによる指導・教育を徹底し、厳格に管理体制を強化しておりますが、厨房機器取扱い及び車両運転等での事故のリスクが存在します。これらのリスクに対しては、従業員の指導・教育により発生を予防するとともに必要な保険措置を行うことで、業績への影響を軽減しております。また、大規模な自然災害が発生した場合は、人材、商品、電力の確保に影響が生じ、店舗運営に支障をきたすリスクが依然として存在します。また、電気、ガス、水道、電話などのライフラインが広範囲にわたって長期的に機能停止になった場合は、営業時間の短縮や休業などにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

## (7) 顧客情報管理について

当社グループは会員に対して各種サービスを提供していることから、恒常的に顧客の機密情報管理には徹底した社員教育と守秘義務の認識を醸成し、顧客情報の漏洩防止に努めております。また、外注先企業の社員に対しても当社グループ社員同様厳しく指導しておりますが、万が一、顧客情報が外部に漏れた場合には顧客からのクレームを受け、或いは損害賠償請求を受ける可能性があります。かかる場合には、信用失墜による来店客数の減少等により業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

## (8) 固定資産の減損について

当社グループは、有形固定資産及びソフトウェアなどの固定資産を保有しております。これらの資産について、経営環境の変化等で、その収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上することとなるため、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (9) F C加盟店における不祥事及び経営状態について

当社グループは、F C加盟店とフランチャイズ契約を締結することにより「極楽湯」ブランドでの店舗運営を認めておりますが、F C加盟店の不祥事等によって、直営店及び他のF C加盟店に対するお客様の信頼が失墜し、当社グループ店舗全体の来店客数が減少する恐れがあります。加えて、フランチャイズ契約先の経営状態等により、フランチャイズ料及び貸付金等の債権が回収できない可能性があります。

## (10) 海外への事業展開に係わるリスク

当社グループが海外に事業を展開する場合、店舗の建築費等多額の初期投資が必要となるとともに稼働開始まで時間を要する場合があります。また、海外への事業展開では、法律や税制上の諸規制の変更、未整備な社会制度・社会基盤、その他の経済的、社会的、政治的な事情等に起因する事業活動に対する障害が顕在化するリスクが内在し、これらの問題が発生した場合、海外における事業活動に支障をきたし、当社グループの業績又は財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

## (11) 為替変動のリスクについて

当社は、主に中国に連結子会社を有しております。当該連結子会社の外貨建ての売上高等は、連結財務諸表の作成時に円換算するため、換算時の為替レートが元安に大きく変動した場合には、現地通貨の価値は変わらないものの、換算後の売上高等が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は、当該連結子会社に対して外貨建て債権を有しております。当該債権は為替レートが元安に大きく変動した場合には、為替差損が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (12) 電気料金等の上昇について

電気料金等、エネルギーに係る費用は著しく変動する可能性があります。これらのエネルギーコストの増大により、当社グループがサービス提供に必要な設備等の維持運用に係る費用が増加することで、当社グループの財政状態や経営成績に悪影響を与える可能性があります。

(13) シンジケートローンによる資金調達に伴う財務制限条項への抵触に伴うリスク

当社が締結しておりますシンジケートローン契約には財務制限条項が定められております。

シンジケートローンによる資金調達においては、純資産の維持及び利益の維持に関する財務制限条項が付されており、これに抵触した場合には、利率の上昇や期限の利益の喪失等、当社の業績及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

財務制限条項の内容については、「第5 経理の状況 1.連結財務諸表等〔注記事項〕（連結貸借対照表関係）」及び「第5 経理の状況 2.財務諸表等〔注記事項〕（貸借対照表関係）」に記載のとおりですが、当連結会計年度末日において、当社は当該財務制限条項に抵触しておりません。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益や雇用・所得環境の改善などを背景に、緩やかな回復基調にあるものの、米国の通商政策を受けた貿易摩擦や地政学的リスクの影響などにより景気の先行きには不透明な状況が続いております。

温浴業界につきましては、個人消費の持ち直しを背景に「安・近・短」の手軽なレジャーとしてのニーズが引き続き底堅く推移する一方、人件費の高騰や物価の上昇、ニーズの多様化など厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは日本と中国において温浴直営4店舗と飲食直営1店舗、温浴FC2店舗の新規出店に取り組むとともに、出店候補地の調査やM&A案件の検討などに取り組みました。また、日本では温浴施設直営店にて他企業とのコラボによるイベント風呂やコラボ商品の販売、各種イベントを実施致しました。中国では温浴事業のフランチャイズ展開を加速すべく現地パートナーとの協力関係、組織体制の強化等に取り組ましました。

引き続き、お客様のニーズの変化をいち早く感じとり迅速に対応できる企業として、総合力を強く意識したうえで、より一層の安心・安全そして高品質なサービスを国内外で提供すべく取り組んでまいります。

当連結会計年度に開業した店舗

##### ・温浴直営

2018年6月「RAKU SPA GARDEN 名古屋」（愛知県名古屋市）

2019年1月「極楽湯 欧亜温泉館」（中国吉林省長春市）

3月「RAKU SPA 1010 神田」（東京都千代田区）

##### ・飲食直営

2019年2月「麹町ばらく 晴海トリトンスクエア店」（東京都中央区）

##### ・温浴FC

2018年10月「極楽湯 博大温泉館」（中国江蘇省無錫市）

10月「極楽湯 嘉定温泉館」（中国上海市） 2018年2月直営店として開業した後に移行

以上の結果、連結売上高15,990百万円（前期比14.5%増）、営業利益270百万円（前期比44.4%減）、経常利益172百万円（前期比63.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益2百万円（前期比99.1%減）となりました。

なお、当社グループの業績をより適切に開示するために、従来、決算日が12月31日である中国子会社について同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っておりましたが、当期における第1四半期連結会計期間より、中国子会社については連結決算日である3月31日に仮決算を行い連結する方法に変更しております。

この変更に伴い、当連結会計年度は、中国子会社については2018年1月1日から2019年3月31日までの15ヶ月間を連結し、連結損益計算書を通して調整しております。なお、仮決算を行う中国子会社の2018年1月1日から2018年3月31日までの売上高は1,431百万円、営業利益は337百万円、経常利益は294百万円、税金等調整前四半期純利益は294百万円であります。

セグメントの業績を示すと次のとおりです。

##### <日本>

当セグメントにおきましては、売上高11,553百万円（前期比5.6%増）、セグメント利益（営業利益）271百万円（前期比56.1%減）となりました。

##### <中国>

当セグメントにおきましては、売上高4,481百万円（前期比46.1%増）、セグメント利益（営業利益）163百万円（前期セグメント損失16百万円）となりました。

なお、当期より連結決算日である3月31日に仮決算を行い連結する方法に変更したことに伴い、セグメント情報の対象期間は前期が1月から12月の12ヶ月に対して当期は1月から3月の15ヶ月の数値となっております。また、自己資本比率につきましては、29.7%となりました。

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ1,250百万円増加し23,510百万円となりました。負債合計は、前連結会計年度末に比べ2,016百万円増加し14,631百万円となりました。純資産合計は、前連結会計年度末に比べ765百万円減少し8,878百万円となりました。

#### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は2,792百万円（前期は6,061百万円）となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当期は、店舗数が増えたことに加え、中国子会社について15ヶ月間を連結対象期間としたことにより、営業活動によるキャッシュ・フローは、前期に比べ520百万円増加し、1,625百万円の獲得となりました。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当期は、複数の新規出店に伴う設備投資に加え、既存店の設備改修を行った結果、投資活動によるキャッシュ・フローは、前期に比べ支出が2,997百万円増加し、5,301百万円の支出となりました。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当期は長期借入れによる収入が前期に比べ676百万円増加した一方で、長期借入金の返済による支出が前期に比べ531百万円増加いたしました。また自己株式の取得（598百万円の支出）を行いました。その結果、財務活動によるキャッシュ・フローは、前期に比べ2,105百万円減少し、489百万円の獲得となりました。

#### 生産、受注及び販売の実績

##### a. 生産実績

該当事項はありません。

##### b. 受注実績

該当事項はありません。

##### c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前期比(%)
日本	11,508,859	+ 5.6
中国	4,481,415	+ 46.1
合計	15,990,274	+ 14.5

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 当期より連結決算日である3月31日に仮決算を行い連結する方法に変更したことに伴い、中国セグメントは前期1月から3月の15ヶ月の数値となっております。そのため、上記中国セグメントの販売高には2018年1月1日から2018年3月31日までの売上高1,431,799千円が含まれております。

#### (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

##### 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

当社グループは、この連結財務諸表の作成にあたって、有価証券の減損、減価償却資産の耐用年数の設定、税効果会計等に関して、過去の実績や当該取引の状況に応じて、合理的と考えられる見積り及び判断を行い、その結果を資産・負債や収益・費用の金額に反映して連結財務諸表を作成しておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

当連結会計年度末における総資産は、既存店の土地購入による増加1,106百万円や、新規出店などにより建物及び構築物が2,370百万円増加した一方で、現金及び預金が3,269百万円減少したことなどにより、前連結会計年度末に比べ1,250百万円増加し23,510百万円となりました。

次に、負債合計は、資金調達により長期借入金1,253百万円増加、新規出店の影響などにより未払金が717百万円増加したことなどにより、前連結会計年度末に比べ2,016百万円増加し14,631百万円となりました。

最後に、純資産合計は、利益剰余金が93百万円減少、自己株式が598百万円増加したことにより、前連結会計年度末に比べ765百万円減少し8,878百万円となりました。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態に関する説明については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較を行っております。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

<日本>

当セグメントの業績は、温浴直営2店舗と飲食直営1店舗の新規出店により、売上高は前期に比べ増加いたしました。しかしながら、新店を出店する際の初期費用等が大きく膨れたことや顧客満足度の向上を目的として複数店舗において大型の改装を実施し修繕費用が発生したこと等により、セグメント利益は前期に比べ減少いたしました。

<中国>

当セグメントの業績は、繁忙期となる1月から3月の業績が2018年と2019年の2回計上されており、売上高及びセグメント利益が前期に比べ、増加する主な要因となりました。また、直営2店舗の新規出店、当期に一部店舗で開始した宿泊サービス、武漢店の業績改善につきましても売上高が増加する要因となりました。

なお、「極楽湯 嘉定温泉館」は運営会社の出資割合の変更に伴い、2018年10月よりフランチャイズ店へと移行したため子会社株式売却益(特別利益)119百万円を計上しております。

今後の見通しにつきましては、景気の先行き不透明感や人材不足、原材料価格及び人件費の高騰と引き続き苦しい状況が続くと思われまます。このような状況の中、当社グループは、株式会社タカチホより譲受ける温浴施設5店舗について、当社グループの運営へと急ぎ切り替えを進めております。新店を含めた直営店の収益力をより一層向上させるべく、顧客満足度を意識した改装やイベント企画等の実行、サービスの改善に取り組むとともに、M&Aや海外でのフランチャイズ展開など積極的に店舗数の拡大を目指して、引き続き管理職層の人材育成や取引先との関係強化等に取り組んで参ります。

b. 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金及び新規出店に伴う設備資金として、当連結会計年度中に、株式会社三井住友銀行をアレンジャー、株式会社みずほ銀行をコ・アレンジャーとするコミット型シンジケートローン1,675百万円を含む、3,346百万円の資金調達を実施いたしました。

当社グループの資金需要は、主に新規出店の設備資金や運転資金であります。金融機関からの資金調達につきましては、安定的かつ低利を前提としながら、将来の金融情勢の変化等も勘案してバランスのとれた調達を実施しております。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

当社は、2019年4月24日開催の取締役会において、株式会社タカチホから温浴事業の一部譲り受けに関する基本合意書の締結、及び譲り受けに伴う子会社の設立について決議いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1.連結財務諸表等〔注記事項〕(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

#### 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当社グループにおける当連結会計年度の設備投資は、店舗設備に関するものを中心に全体で6,350,062千円の投資を実施いたしました。

セグメントごとの設備投資を示すと、日本では、有形固定資産への投資を3,373,503千円、無形固定資産への投資を64,174千円実施しました。中国では、有形固定資産への投資を2,908,375千円、無形固定資産への投資を3,993千円実施しました。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産		合計
株式会社極楽湯 ホールディングス	本社 (東京都千代田区)	事務所	1,638	1,827			3,465	10(-)
株式会社極楽湯 ホールディングス	本社他 (埼玉県上尾市)	土地			182,051 (5,142.43)		182,051 (5,142.43)	
株式会社極楽湯 ホールディングス	本社他 (埼玉県和光市)	土地			1,106,547 (6,018.97)		1,106,547 (6,018.97)	

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 2 現在休止中の主要な設備はありません。  
 3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人数(1日8時間換算)であります。  
 4 株式会社極楽湯の従業員のうち提出会社の業務に従事している従業員については、提出会社の従業員数に含めております。

##### (2) 国内子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)	
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産		合計
株式会社極楽湯	極楽湯 宇都宮店 (栃木県宇都宮市)	日本	温浴施設	62,500	7,743			70,243	3(20)
株式会社極楽湯	極楽湯 彦根店 (滋賀県彦根市)	日本	温浴施設	335,968	14,721			350,689	4(30)
株式会社極楽湯	極楽湯 幸手店 (埼玉県幸手市)	日本	温浴施設	36,629	5,043			41,672	3(29)
株式会社極楽湯	極楽湯 柏店 (千葉県柏市)	日本	温浴施設	161,961	9,749			171,711	6(36)
株式会社極楽湯	極楽湯 堺泉北店 (大阪府堺市)	日本	温浴施設	41,032	14,605			55,638	2(17)
株式会社極楽湯	極楽湯 茨木店 (大阪府茨木市)	日本	温浴施設	189,607	11,012			200,619	4(14)
株式会社極楽湯	極楽湯 和光店 (埼玉県和光市)	日本	温浴施設	294,070	18,174			312,244	6(44)
株式会社極楽湯	極楽湯 金沢野々市店 (石川県野々市市)	日本	温浴施設	107,638	17,089			124,727	3(25)
株式会社極楽湯	極楽湯 横浜芹が谷店 (神奈川県横浜市港南区)	日本	温浴施設	247,112	12,400			259,512	6(44)
株式会社極楽湯	極楽湯 豊橋店 (愛知県豊橋市)	日本	温浴施設	195,922	17,104			213,027	5(33)
株式会社極楽湯	極楽湯 青森店 (青森県青森市)	日本	温浴施設	138,783	15,901			154,684	3(26)
株式会社極楽湯	極楽湯 多摩センター店 (東京都多摩市)	日本	温浴施設	212,100	17,922			230,023	3(40)
株式会社極楽湯	極楽湯 福井店 (福井県福井市)	日本	温浴施設	215,494	14,431			229,926	4(24)
株式会社極楽湯	極楽湯 津店 (三重県津市)	日本	温浴施設	193,959	20,510			214,469	4(27)

株式会社 極楽湯	極楽湯 宮崎店 (宮崎県宮崎市)	日本	温浴施設	3,169	74			3,243	2 (26)
株式会社 極楽湯	極楽湯 三島店 (静岡県三島市)	日本	温浴施設	249,939	12,633			262,573	4 (37)
株式会社 極楽湯	極楽湯 千葉稲毛店 (千葉県千葉市)	日本	温浴施設	0	0			0	4 (28)
株式会社 極楽湯	極楽湯 吹田店 (大阪府吹田市)	日本	温浴施設	109,361	15,529			124,890	6 (33)
株式会社 極楽湯	極楽湯 上尾店 (埼玉県上尾市)	日本	温浴施設	272,557	7,367			279,924	5 (31)
株式会社 極楽湯	極楽湯 奈良店 (奈良県奈良市)	日本	温浴施設	0	0			0	4 (18)
株式会社 極楽湯	極楽湯 水戸店 (茨城県水戸市)	日本	温浴施設	698,527	10,100			708,628	4 (37)
株式会社 極楽湯	RAKU SPA 鶴見 (神奈川県横浜市鶴見区)	日本	温浴施設	1,408,633	84,395			1,493,029	7 (83)
株式会社 極楽湯	RAKU SPA Cafe 浜松 (静岡県浜松市)	日本	温浴施設	233,856	28,413			262,270	3 (27)
株式会社 極楽湯	麹町ばらく 四ッ谷店 (東京都新宿区)	日本	飲食店	0	0			0	1 (6)
株式会社 極楽湯	RAKU SPA GARDEN 名古屋 (愛知県名古屋市)	日本	温浴施設	2,216,042	121,126			2,337,168	6 (62)
株式会社 極楽湯	麹町ばらく 晴海トリトンスクエア店 (東京都中央区)	日本	飲食店	320	3,710			4,030	0 (1)
株式会社 極楽湯	RAKU SPA 1010 神田 (東京都千代田区)	日本	温浴施設		26,585			26,585	5 (3)
	温浴施設合計			7,624,869	502,637			8,127,507	106(794)
	飲食店合計			320	3,710			4,030	1 (7)

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 幸手店、柏店、堺泉北店、金沢野々市店、青森店、多摩センター店、宮崎店、奈良店、千葉稲毛店、麹町ばらく四ッ谷店については減損処理後の帳簿価額を記載しております。

3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

4 株式会社極楽湯の従業員のうち提出会社の業務に従事している従業員については、提出会社の従業員数に含めております。

### (3) 在外子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	その他		合計
極楽湯 (上海)沐浴 股份有限公司	極楽湯 碧雲温泉館 (上海市)	中国	温浴施設	1,272,041	42,847			468,606	1,783,495	124
極楽湯 (上海)沐浴 管理有限公司	極楽湯 金沙江温泉館 (上海市)	中国	温浴施設	1,129,037	30,249			2,157	1,161,444	89
極楽湯 (武漢)沐浴 有限公司	極楽湯 金銀潭温泉館 (湖北省武漢市)	中国	温浴施設	1,248,614	100,854			598	1,350,066	102
吉林極楽湯 酒店管理 有限公司	極楽湯 欧亜温泉館 (吉林省長春市)	中国	温浴施設	772,047	107,177				879,224	129
	温浴施設合計			4,421,740	281,128			471,361	5,174,230	444

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
				総額 (千円)	既支払額 (千円)			
極楽湯(杭州)酒 店管理有限公司	浙江省杭州市	中国	温浴施設	1,347,199	295,726	借入金	2019年9月 予定	2020年 上期以降

#### (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	54,600,000
計	54,600,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,458,800	18,458,800	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。 株主としての権利内容に制限のない、 標準となる株式。
計	18,458,800	18,458,800		

(注) 提出日現在の発行数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。  
当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。  
当該制度の内容は、以下の通りであります。

## (第15回 新株予約権)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社社外取締役、監査役、従業員及び顧問に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2013年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	2013年6月27日定時株主総会決議及び2013年6月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2013年6月27日付与分 当社社外取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 132名
新株予約権の数	1,587個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 158,700株
新株予約権の行使時の払込金額	311円
新株予約権の行使期間	2015年7月1日～2019年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 328円 資本組入額 164円
新株予約権の行使の条件	当社の社外取締役、監査役、従業員または顧問の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。  
2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

- 3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(2013年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2013年6月27日定時株主総会決議及び2013年6月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2013年7月12日付与分 当社取締役（社外取締役を除く） 5名
新株予約権の数	443個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 44,300株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2
新株予約権の行使期間	2013年7月13日～2033年7月12日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 267円 資本組入額 134円（注）4（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9

当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2019年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。
- なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）
- 2013年7月12日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法
- 各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（公正価額）とする。
- なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件
- 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。
- 上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。
- 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 新株予約権の取得事由
- 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合  
会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

- イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合
- ロ 当社の取締役を解任された場合
- ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合
- ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
- ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合
- ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

存続会社（吸収合併の場合）または新設会社（新設合併の場合）

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

## (第16回 新株予約権)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社社外取締役、監査役、従業員及び顧問に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2014年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	2014年6月26日定時株主総会決議及び2014年6月26日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2014年6月26日付与分 当社社外取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員 135名
新株予約権の数	2,482個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 248,200株
新株予約権の行使時の払込金額	430円
新株予約権の行使期間	2016年7月1日～2020年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 456円 資本組入額 228円
新株予約権の行使の条件	当社の社外取締役、監査役、従業員または顧問の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。  
2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

- 3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(2014年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2014年6月26日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2014年7月11日付与分 当社取締役（社外取締役を除く） 5名
新株予約権の数	323個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 32,300株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2
新株予約権の行使期間	2014年7月12日～2034年7月11日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 366円 資本組入額 183円（注）4（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9

当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2019年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）

2014年7月11日

4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（公正価額）とする。

なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。

5 新株予約権行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。

上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。

新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。

その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合  
会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

#### 8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

#### 10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

## (第17回 新株予約権)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2015年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	2015年6月25日定時株主総会決議及び2015年6月25日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2015年6月25日付与分 当社社外取締役 1名 当社監査役 3名 当社執行役員及び従業員 129名
新株予約権の数	4,950個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 495,000株
新株予約権の行使時の払込金額	551円
新株予約権の行使期間	2017年7月1日～2021年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 589円 資本組入額 295円
新株予約権の行使の条件	当社の社外取締役、監査役、執行役員または従業員の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。  
2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

- 3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(2015年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2015年6月25日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2015年7月10日付与分 当社取締役（社外取締役を除く） 5名
新株予約権の数	258個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 25,800株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2
新株予約権の行使期間	2015年7月11日～2035年7月10日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 463円 資本組入額 232円（注）4（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9

当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2019年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。
- なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）  
2015年7月10日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法  
各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（公正価額）とする。
- なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件  
新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。
- 上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。
- 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 新株予約権の取得事由  
当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合  
会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

## (第18回 新株予約権)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2016年6月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	2016年6月29日定時株主総会決議及び2016年6月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2016年6月29日付与分 当社社外取締役 2名 当社監査役 3名 当社執行役員及び従業員 131名
新株予約権の数	5,760個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 576,000株
新株予約権の行使時の払込金額	544円
新株予約権の行使期間	2018年7月1日～2022年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 595円 資本組入額 298円
新株予約権の行使の条件	当社の社外取締役、監査役、執行役員または従業員の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。  
2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

- 3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(2016年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2016年6月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2016年7月14日付与分 当社取締役（社外取締役を除く） 5名
新株予約権の数	905個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 90,500株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2
新株予約権の行使期間	2016年7月15日～2036年7月14日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 466円 資本組入額 233円（注）4（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9

当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2019年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。
- なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）
- 2016年7月14日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法
- 各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（公正価額）とする。
- なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件
- 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。
- 上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。
- 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 新株予約権の取得事由
- 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合  
会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

- イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合
- ロ 当社の取締役を解任された場合
- ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合
- ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
- ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合
- ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

## (第19回 新株予約権)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2017年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	2017年6月28日定時株主総会決議及び2017年6月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2017年6月28日付与分 当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社執行役員及び従業員 67名 当社子会社取締役 3名
新株予約権の数	4,120個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 412,000株
新株予約権の行使時の払込金額	823円
新株予約権の行使期間	2019年7月1日～2023年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 905円 資本組入額 453円
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、執行役員、従業員又は子会社取締役の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。  
 2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

- 3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

## (第20回 新株予約権)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2018年3月16日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	2018年3月16日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2018年3月16日付与分 当社子会社取締役 2名
新株予約権の数	250個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 25,000株
新株予約権の行使時の払込金額	703円
新株予約権の行使期間	2019年7月1日～2023年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 766円 資本組入額 383円
新株予約権の行使の条件	当社子会社取締役の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。  
2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

- 3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(2017年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2018年3月16日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2018年3月31日付与分 当社取締役（社外取締役を除く。） 3名
新株予約権の数	775個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 77,500株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2
新株予約権の行使期間	2018年4月1日～2038年3月31日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 629円 資本組入額 315円（注）4（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9

当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2019年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。
- なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）  
2018年3月31日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法  
各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（公正価額）とする。
- なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件  
新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。
- 上記 に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。
- 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記 の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記 の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 新株予約権の取得事由  
当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合

会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

## (第21回 新株予約権)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、執行役員、子会社取締役及び子会社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2018年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	2018年6月27日定時株主総会決議及び2018年6月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2018年6月27日付与分 当社取締役 7名 当社監査役 3名 当社執行役員及び子会社取締役 3名 子会社従業員 74名
新株予約権の数	3,970個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 397,000株
新株予約権の行使時の払込金額	716円
新株予約権の行使期間	2020年7月1日～2024年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 792円 資本組入額 396円
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、執行役員、子会社取締役または子会社従業員の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2019年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。  
2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

- 3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(2018年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2018年6月27日取締役会決議	
付与対象者の区分及び人数	2018年7月14日付与分 当社取締役 3名	
新株予約権の数	455個	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 45,500株(注)1	
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2	
新株予約権の行使期間	2018年7月15日～2038年7月14日(注)3	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格	640円
	資本組入額	320円(注)4(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)5	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。
- なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)  
2018年7月14日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法  
各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(公正価額)とする。
- なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件  
新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。
- 上記 に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。
- 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記 の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記 の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 新株予約権の取得事由  
当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合

会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

- イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合
- ロ 当社の取締役を解任された場合
- ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合
- ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
- ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合
- ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

## (第22回 新株予約権)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員、子会社取締役及び子会社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2019年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	2019年6月26日定時株主総会決議及び2019年6月26日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2019年6月26日付与分 当社取締役 7名 当社監査役 3名 当社従業員 11名 子会社取締役及び子会社従業員 66名
新株予約権の数	3,920個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 392,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	571円(注)2
新株予約権の行使期間	2021年7月1日～2025年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 582円 資本組入額 291円(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、当該調整の時点で権利行使していない各新株予約権の目的たる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)についてののみ行われ、調整により生じる1株の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社になる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

## 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を含まない。)を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{1株当たり払込金額}} \times \text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社になる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

## 3 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役、従業員、子会社取締役または子会社従業員の地位を失った後も、これを行使することができる。

但し、新株予約権者が次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができない。

- ）取締役、監査役もしくは子会社取締役を解任され、または正当な理由なく辞任した場合
- ）従業員、子会社従業員を解雇された場合
- ）取締役、監査役、従業員、子会社取締役または子会社従業員が、当社と競業する会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合
- ）取締役、監査役、子会社取締役の在任期間が1年に満たず、または割当日から6か月に満たない場合
- ）退職した従業員（管理職を除く）、子会社従業員（管理職を除く）の在籍期間が3年に満たず、または割当日から1年に満たない場合
- ）退職した従業員（管理職）、子会社従業員（管理職）の在籍期間が1年に満たず、または割当日から1年に満たない場合

新株予約権の相続による承継は、新株予約権者が被相続人となる相続においてのみ、これを認める。当該相続後の相続における相続人は、新株予約権を承継することができない。

割当日から権利行使時に至るまでの間、新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 5 新株予約権の取得事由

新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。

上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。

新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。

その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(2019年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2019年6月26日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2019年7月13日付与分 当社取締役 3名
新株予約権の数	1,100個(上限) 新株予約権を割り当てる日(2019年7月13日)における割当予定数です。
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 110,000株(上限) 新株予約権を割り当てる日(2019年7月13日)における予定数です。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2
新株予約権の行使期間	2019年7月14日～2039年7月13日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 新株予約権を割り当てる日(2019年7月13日)におけるブラック・ショールズモデルにより算定した新株予約権の公正価額とします。(注)4(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。  
 なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額  
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)  
 2019年7月13日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法  
 各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(公正価額)とする。  
 なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件  
 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。  
 上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。  
 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。  
 その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 新株予約権の取得事由  
 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。  
 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合

会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

存続会社（吸収合併の場合）または新設会社（新設合併の場合）

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2014年4月1日～ 2015年3月31日 (注)1	1,942,900	13,670,900	289,705	2,350,759	289,705	1,997,359
2015年4月1日～ 2016年3月31日 (注)1	471,700	14,142,600	61,842	2,412,602	61,842	2,059,202
2016年4月1日～ 2017年3月31日 (注)1	984,800	15,127,400	141,347	2,553,950	141,347	2,200,550
2017年4月1日～ 2017年8月3日 (注)1	275,600	15,403,000	51,179	2,605,129	51,179	2,251,729
2017年8月4日 (注)2	2,410,000	17,813,000	955,565	3,560,694	955,565	3,207,294
2017年8月5日～ 2018年3月31日 (注)1	394,500	18,207,500	60,608	3,621,302	60,608	3,267,902
2018年4月1日～ 2018年7月31日 (注)1	120,100	18,327,600	14,049	3,635,351	14,049	3,281,951
2018年8月1日 (注)3		18,327,600		3,635,351	2,300,000	981,951
2018年8月2日～ 2019年3月31日 (注)1	131,200	18,458,800	29,389	3,664,741	29,389	1,011,341

(注)1 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。

2 2017年8月4日の第三者割当増資による増加であります。

有償第三者割当 発行価額793円 資本組入額396.5円

割当先 ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション

金之泉酒店投資管理有限公司

呉錦平

株式会社久世

3 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

## (5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		6	23	120	33	70	32,227	32,479	
所有株式数 (単元)		5,797	2,407	15,796	48,519	419	111,598	184,536	5,200
所有株式数 の割合(%)		3.14	1.30	8.56	26.29	0.23	60.47	100.00	

(注) 自己株式1,917,675株は、「個人その他」に19,176単元、「単元未満株式の状況」に75株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社みずほ銀行決済営業部)	VISTRA CORPORATE SERVICES CENTRE, SECOND FLOOR. THE QUADRANT, MANGLIER STREET, VICTORIA MAHE, REPUBLIC OF SEYCHELLES	2,049	12.39
ピュアストーン・チャイナ・オポチュニティー・インベストメント・リミテッド (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	英領ヴァージン諸島、VG1110、トートラ、ロードタウン、ウィックハムズ・ケイII・ヴィストラ・コーポレート・サービス・センター	770	4.66
金之泉酒店投資管理有限公司 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	香港銅鑼灣非路道18号万国宝通中心32階 3201A	600	3.63
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋 1 丁目23 - 1	500	3.02
呉錦平 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	中国江蘇省無錫市	350	2.12
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 1300000	.EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG	318	1.92
新川 隆丈	東京都世田谷区	302	1.83
株式会社久世	東京都豊島区東池袋 2 - 29 - 7	300	1.81
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 6 号日本生命証券管理部内	230	1.39
ゴールドマンサックスインターナショナル	.133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K.	212	1.29
計		5,633	34.06

(注) 1 上記のほか当社所有の自己株式1,917千株(10.39%)があります。

- 2 2018年11月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)に記載されているとおり、ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーションとピュアストーン・チャイナ・オポチュニティー・インベストメント・リミテッドは共同保有者であります。共同で保有している株式数は2,820千株であり、その所有株式数の割合は15.32%であります。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション	VISTRA CORPORATE SERVICES CENTRE, SECOND FLOOR, THE QUADRANT, MANGLIER STREET, VICTORIA, MAHE, REPUBLIC OF SEYCHELLES	2,049	11.13
ピュアストーン・チャイナ・オポチュニティー・インベストメント・リミテッド	英領ヴァージン諸島、VG1110、トートラ、ロードタウン、ウィックハムズ・ケイII・ヴィストラ・コーポレート・サービス・センター	770	4.19

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,917,600		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,536,000	165,360	同上
単元未満株式	普通株式 5,200		同上
発行済株式総数	18,458,800		
総株主の議決権		165,360	

## 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社極楽湯ホール ディングス	東京都千代田区麹町 二丁目4番地	1,917,600	-	1,917,600	10.39
計		1,917,600	-	1,917,600	10.39

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2018年11月15日)での決議状況 (取得期間2018年11月16日)	1,000,000	598,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	1,000,000	598,000
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を 行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	1,917,675		1,917,675	

### 3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考えております。

配当政策につきましては、経営成績、財政状態、事業展開のための資金留保等、総合的なバランスを勘案しつつ安定的かつ継続的に配当を実施していくことを基本方針としております。

継続的な安定配当の基本方針のもと、当期の配当金は、1株当たり6円としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年一回を基本的な方針とし、その決定は株主総会決議に基づきます。

また、内部留保資金につきましては、当社グループの更なる成長、即ち企業価値の更なる向上への取組みに活用して参りたいと考えております。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)
2019年6月26日 定時株主総会決議	99,246	6

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社においては、取締役会を構成する取締役7名中3名を社外取締役、及び監査役会を構成する監査役3名中2名を社外監査役とし、より透明性の高いガバナンス体制を構築しております。また、取締役会は、定例及び臨時の取締役会を開催しており活発な討議及び運営を行っております。また、監査機能につきましても、監査役が取締役会及び執行役員会に出席することなどを通じて、取締役及び執行役員の業務執行に対する監査を行い業務運営の適正化に努めております。

コンプライアンス（法令遵守）に関しましては全社員に徹底すべく意識の高揚を行い、企業倫理の実践強化を図っております。

当社企業グループにおける業務の適正を確保するため、連結対象子会社につきましても、当社と同様の経営理念及び基本方針の周知徹底を図り、適正な経営管理を行っております。また、電子媒体を活用して経営情報等を共有し、業務に関する適正な指示・要請を効率的に行うシステムを構築しております。

今後につきましては、より一層透明性の高いガバナンス体制の確立を目指してまいります。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### (a) 企業統治の体制

当社は監査役制度を採用しております。

以下体制の概要について説明いたします。

##### <取締役会>

当社の経営管理体制につきましては、意思決定機関として定例及び必要に応じ臨時の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた事項のほか、経営基本方針及び業務上重要事項を協議、決定しております。加えて、取締役会には顧問弁護士が出席し、重要な意志決定の過程における法令及び定款に反する行為を未然に防止する体制をとっております。

##### <監査役会>

経営の監視機能の充実を図るために、監査役は取締役会に出席し、適宜監査役監査を実施し、幅広く検証し、助言や提言を行っております。

##### <執行役員会>

効率的に業務を執行するために、適宜執行役員会を開催し、業務上の必要事項を協議、決定しております。これにより、業務執行における相互の連携及び牽制により、コンプライアンスを始めリスク情報の共有を図っております。また、執行役員会においても、常勤監査役が出席することにより、コンプライアンスをはじめ、コーポレート・ガバナンスの施策実施の推進並びに意思統一を図っております。

また、重要な契約を締結するなど法律上の判断を必要とする場合、複数の顧問弁護士に適宜且つ積極的にアドバイスを受けております。

##### (b) 企業統治の体制を採用する理由

当社の企業規模、企業風土等から、取締役会の適正規模並びに各監査機能のあり方を検討した結果、上記の企業統治体制が迅速な意思決定を可能にし、かつ経営の透明性、客観性を確保できる最適な形態と判断いたしました。

#### 企業統治に関するその他の事項

##### (a) 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムにおいては、「会社の業務の適正を確保する体制」を構築し、その実効性を確保するため内部統制委員会を設置し、取締役や社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の維持及び継続的な改善や、その他会社業務の適正を確保する為の体制の維持及び継続的な改善を図っております。

##### (b) リスク管理体制の状況

当社は、中期経営計画の達成に向けて、コンプライアンスとお客様の視点に立ち、リスクの洗い出しと対策を構築し、管理体制を強化するよう努めております。特に、店舗運営上の安全の徹底や衛生管理に重点を置き、あらゆるリスクに対応しうる体制を強化しております。

##### (c) 子会社の業務の適性を確保するための体制整備の状況

当社は、当社子会社等においても、当社と同様の経営理念及び基本方針の周知徹底を図り、適正な経営管理を

行っております。また、電子媒体を活用して経営情報等を共有し、業務に関する適正な指示・要請を効率的に行うシステムを構築しております。当社は、当社子会社等を管掌する取締役・執行役員を置き、当該当社子会社等代表の業務執行状況を監視・監督し、当社子会社等の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行っております。当社子会社等代表は定期的に当該当社子会社等の運営状況について当社に報告するとともに、グループ間の情報共有・意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図っております。当社の内部監査担当は、定期的に当社子会社等の業務監査・コンプライアンス監査等を実施し、その結果を当社代表取締役社長及び常勤監査役に報告しております。

(d) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体によるいかなる不当要求や働きかけに対しても組織として毅然とした対応をとることを基本方針としております。また、反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わないことを徹底しております。

(e) 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

(f) 取締役の選解任の決議要件

- a. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨を定款で定めております。
- b. 取締役の解任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(g) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、会社法第423条に基づき定款により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができます。

(h) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、会社法第423条に基づき定款により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする契約を締結しております。

(i) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

a. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

b. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(j) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性10名 女性 名 ( 役員のうち女性の比率 % )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役社長 グループCEO	新川 隆丈	1959年4月9日生	1983年4月 株式会社北陸銀行入行 1990年4月 日興證券株式会社(現S M B C日興証券株式会社)入社 2003年8月 伊藤忠商事株式会社入社 2005年4月 当社 特別顧問 2005年6月 同 代表取締役社長就任 2007年3月 同 代表取締役社長兼営業本部長 2007年7月 同 代表取締役社長 2014年4月 極楽湯中国控股有限公司 董事長就任(現任) 2015年10月 極楽湯(上海)沐浴股份有限公司 董事長就任 2015年6月 極楽湯(武漢)沐浴有限公司 董事長就任(現任) 2016年6月 極楽湯(上海)沐浴管理有限公司 董事長就任(現任) 2017年1月 当社 代表取締役社長CEO就任 2017年6月 当社 代表取締役社長グループCEO(現任) 2017年6月 株式会社極楽湯 取締役会長就任 2017年6月 極楽湯(上海)沐浴股份有限公司 董事長就任 2017年9月 康樂生技股份有限公司 董事就任 2018年4月 株式会社極楽湯 取締役 2018年4月 極楽湯(上海)沐浴股份有限公司 董事長 2019年6月 株式会社極楽湯 代表取締役就任	(注)4	3,027
取締役 常務執行役員	羽塚 聡	1967年1月17日生	1999年8月 当社 入社 2005年10月 同 営業推進部長兼開店準備室長 2007年5月 同 執行役員営業推進部長兼開店準備室長 2008年6月 同 取締役就任 2008年7月 同 取締役執行役員総合企画本部長兼総合企画部長兼新店準備室長 2010年2月 同 取締役執行役員(総合企画部門統括)総合企画部長 2011年4月 同 取締役執行役員(国内事業部門統括) 2013年4月 同 取締役執行役員(総合企画部門統括)総合企画部長 2015年4月 同 取締役執行役員(総合企画部門統括) 2016年4月 同 取締役執行役員(総合企画部門統括)店舗開発部長 2017年1月 同 取締役常務執行役員 新業態・営業企画担当(CQO) 2017年1月 株式会社極楽湯 取締役就任 2017年6月 同 取締役常務執行役員CBO 新業態・営業企画担当 2018年4月 同 取締役常務執行役員CBO 営業企画担当 2019年4月 同 取締役常務執行役員 経営企画担当(現任)	(注)4	420
取締役 執行役員CFO	鈴木 正守	1975年11月10日生	2000年8月 株式会社メディアシーク 入社 2003年11月 当社 入社 2007年1月 株式会社エフディール 代表取締役 2009年7月 株式会社ドン・キホーテ 入社 2010年7月 当社 入社 2015年4月 同 執行役員管理部長 2016年6月 同 取締役就任 2017年1月 同 取締役執行役員CFO 経営企画担当 2018年10月 同 取締役執行役員CFO 経営企画担当 中国担当 2019年4月 同 取締役執行役員CFO 財務担当(現任)	(注)4	5
取締役	蘇 聰儒	1969年8月25日生	1998年7月 協合国際法律事務所(LCS & Partners)創設 2005年1月 璞石資本集団(Purestone Capital Group)副董事長兼CEO就任(現任) 2010年12月 Harvest Strategic Union, Ltd 董事就任(現任) 2017年8月 太騰線上科技有限公司 董事就任(現任) 2018年8月 康樂生技股份有限公司 董事長就任(現任) 2017年12月 大宇資訊股份有限公司 董事就任(現任) 2018年6月 当社 取締役就任(現任)	(注)4	(注)9

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	赤地 文夫	1953年4月1日生	1972年8月 三国コカ・コーラボトリング株式会社 入社 2001年1月 同 営業本部埼玉東支社開発部長 2003年11月 同 執行役員営業本部長兼F&L営業部長 2004年3月 同 取締役常務執行役員営業本部長就任 2006年1月 同 取締役常務執行役員業務本部長 2007年1月 同 取締役常務執行役員業務本部長 兼三国ロジスティクスオペレーション株式会社代表取締役社長 2009年1月 同 取締役常務執行役員営業本部長兼東支社長 2009年3月 同 取締役専務執行役員営業本部長兼東支社長 2010年1月 同 取締役専務執行役員営業本部長 2012年1月 同 取締役専務執行役員経営戦略本部長 2012年10月 同 取締役副社長執行役員経営戦略本部長 2013年7月 同 取締役副社長 2013年7月 コカ・コーライーストジャパン株式会社 取締役就任 2014年1月 同 取締役常務執行役員営業本部広域法人営業統括部長 2016年4月 同 顧問 2016年6月 当社 取締役就任(現任) 2018年5月 株式会社ハイデイ日高 社外取締役(現任)	(注)4	
取締役	徐 浩平	1958年11月5日生	1981年4月 野村證券株式会社 入社 1997年6月 同 青森支店長 2000年6月 同 名古屋支店資産管理一部長 2003年4月 同 仙台支店長 2005年4月 同 福岡支店長 2006年4月 同 執行役員 国内営業部門 中国・四国・九州担当 2008年4月 同 執行役員 国内営業部門 東京担当 兼本部長 2008年10月 同 執行役員 国内営業部門 東京担当 兼本部長 2009年4月 同 常務執行役員 ファイナンシャル・マネジメント担当 2009年12月 同 常務執行役員 ファイナンシャル・マネジメント 兼 ウェルス・マネジメント担当 2010年4月 同 常務執行役員 名古屋駐在 2012年8月 同 常務執行役員 名古屋駐在 兼 名古屋支店長 2014年4月 同 常務執行役員 名古屋駐在 2015年4月 同 常務執行役員 名古屋駐在 兼 名古屋支店長 2016年4月 野村パブコックアンドブラウン株式会社 会長 2016年4月 野村證券株式会社 顧問 2019年6月 当社取締役 就任	(注)4	
取締役	後藤 研二	1968年12月21日生	1991年4月 兼松株式会社 入社 1999年12月 日興証券株式会社(現SMB C日興証券株式会社)入社 2003年7月 伊藤忠商事株式会社 入社 2010年10月 いちごグループホールディングス株式会社 入社 2011年3月 同 執行役員 2012年2月 同 いちご不動産投資顧問株式会社(現いちご投資顧問株式会社)執行役員 2015年4月 株式会社オフィスゴトー 代表取締役(現任) 2015年7月 フェリスウィールインベストメント株式会社 取締役 2016年5月 F W Iグループ株式会社 取締役 2016年6月 ニューリアルプロパティ株式会社 取締役(現任) 2016年11月 株式会社タツミプランニング 社外監査役 2017年1月 K e e p d a t a株式会社 社外監査役 2019年6月 当社取締役 就任	(注)4	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
監査役 (常勤)	上妻 進一郎	1960年 8月27日生	1979年 4月 1985年 4月 1989年 9月 2005年 8月 2018年 4月 2019年 6月	株式会社ニチイ 入社 株式会社ニチイフーズ 入社 株式会社ビーブル(現コナミスポーツ株式会社)入社 当社入社 株式会社極楽湯 入社 当社常勤監査役就任	(注) 5	
監査役	高倉 隆	1956年 6月10日生	1980年10月 1984年10月 1998年 6月 2008年 6月	監査法人太田哲三事務所(現新E Y日本有限責任監査法人)入所 公認会計士高倉隆事務所開設 監査法人エーマック(現監査法人エムエムピージー・エーマック)設立 代表社員就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注) 6	130
監査役	小林 明夫	1956年 1月 3日生	1979年 4月 2007年 7月 2009年 7月 2011年 7月 2015年 7月 2016年 9月 2017年 6月	東京国税局入局 練馬東税務署 副署長(法人) 東京国税局 調査一部 特別国税調査官 東京国税局 調査一部 統括国税調査官 本所税務署 署長 税理士登録 当社監査役就任(現任)	(注) 7	
計						3,582

- (注) 1 取締役赤地文夫氏、徐浩平氏及び後藤研二氏は社外取締役であります。
- 2 監査役高倉隆氏、小林明夫氏は社外監査役であります。
- 3 当社では取締役会の一層の活性化を促し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。
- 4 2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 2016年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 7 2018年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 8 上記の役員個々の所有株式数のほかに、役員持株会として2019年3月末現在、85,835株保有しております。
- 9 取締役蘇聰儒氏は、ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション及ピュアストーン・チャイナ・オポチュニティー・インベストメント・リミテッドの董事に就任しております。これらの会社は当社の大株主として2019年3月末現在、当社株式をそれぞれ2,049千株及び770千株保有しております。

## 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役赤地文夫は、当事業年度開催の取締役会に全14回中14回出席し、長年にわたる企業経営者としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。また、当社との取引や利害関係はありません。なお、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

社外取締役徐浩平氏は、これまで証券業界における豊富な経験と、幅広い識見を有していることから、当社の社外取締役に適任であると判断しております。また、当社との取引や利害関係はありません。なお、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出を予定しております。

社外取締役後藤研二氏は、証券・商社を始めとする豊富な経験と、幅広い識見を有していることから、当社の社外取締役に適任であると判断しております。また、当社との取引や利害関係はありません。なお、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出を予定しております。

当社監査役高倉隆は、当事業年度開催の取締役会に全14回中14回、監査役会に全13回中12回出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。また、当社との取引や利害関係はありません。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

当社監査役小林明夫は、当事業年度開催の取締役会に全14回中14回出席し、監査役会に全13回中13回出席し、税理士としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。また、当社との取引や利害関係はありません。なお、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

社外監査役は主な活動として、監査役会を通じて他の監査役と連携を取りながら、会計監査人および内部統制監査機能を含む内部監査部門とそれぞれの監査計画、実施状況、監査結果について定期的に会合をもち、必要に応じ随時連絡を行い、意見交換と情報の共有化を図り効率的かつ効果的な監査を進めております。

社外取締役並びに社外監査役には、業務執行を行う当社経営陣から独立した客観的な立場での業務全般にかかわる適切な助言を行うとともに、監督並びに監査機能を求めております。社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、当社と人的、資本的、取引関係等が無いことが望ましいと考えておりますが、一方で当社の業容を良く理解している、業界に精通していることも重要視しております。当社の社外取締役、社外監査役につきましては以上の観点で人選いたしておりますが、いずれも高い独立性があると判断いたします。

## 社外役員又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等において内部監査及び監査役監査の結果、コンプライアンスの状況や内部統制システムの構築・運用状況を含むリスク管理状況等について報告を受けており、これらの情報を活かして、取締役会において経営の監督を行っております。また、社外監査役は常勤監査役と常に連携を図るとともに、内部監査及び会計監査人から監査結果等について報告を受け、これらの情報を踏まえて業務執行の監査を行っております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役会監査の状況

当社の各監査役は、内部監査室との連携のもと、内部統制システムの状況を監視・検証するとともに、監査役会が定めた監査方針および監査計画に基づき、取締役会への出席のほか、その他重要な会議体への出席、子会社調査、内部監査室からの聴取等を実施し、取締役等の職務の執行を監査しております。また、当社の各監査役は、監査役会を通じて他の監査役と連携を取りながら、会計監査人および内部統制監査機能を含む内部監査部門とそれぞれの監査計画、実施状況、監査結果について定期的に会合をもち、必要に応じ随時連絡を行い、意見交換と情報の共有化を図り効率的かつ効果的な監査を進めております。監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されており、3名中2名が社外監査役であることから、独立性の高い客観的な立場から経営のチェックを行う体制となっております。

## 内部監査の状況

当社グループは内部監査室を設置し、業務執行状況の監査を実施しております。また、内部監査を通してコンプライアンスの徹底を図るとともに内部統制機能の向上に取り組んでおります。

## 会計監査の状況

## a) 監査法人の名称

UHY東京監査法人

## b) 業務を執行した公認会計士

原伸之（4年継続監査）

谷田修一（2年継続監査）

## c) 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士3名、その他5名となります。

## d) 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の広範な業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模と特に中国においてもネットワークを持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断いたします。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、必要な専門性を有することについて検証し、確認いたします。

## e) 監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査法人に対して評価を行っており、同法人による会計監査は、従前から適正に行われていることを確認しております。また、監査役会は会計監査人の再任に関する確認決議をしており、その際には特に会計監査人の職務遂行に当たり、会計監査人として適正に行われることを確保するための体制である「監査に関する品質管理基準」、「監査業務における不正リスク対応基準」、「監査事務所における品質管理」及び「監査業務における品質管理」等が整備されていることを精査するとともに、監査役会は年間を通じて会計監査人から報告聴取、実地棚卸の状況、中国子会社往査の状況及び経理部門等からの報告聴取を通じて会計監査人の業務履行状況を確認し、監査法人を総合的に評価しております。

## 監査報酬の内容等

## a) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	24,000		24,600	
連結子会社				
計	24,000		24,600	

## b) その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

## c) 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て決定する手続きを実施しております。

## d) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第27期定時株主総会において年額300百万円以内と決議されており、別枠で、同定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額200百万円以内と決議されております。また、監査役の報酬限度額は、2001年6月28日開催の第22期定時株主総会において年額50百万円以内と決議されており、別枠で、2006年6月29日開催の第27期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内と決議されております。

当社は取締役及び監査役の報酬に関しましては、上記株主総会で定められた上限の範囲でそれぞれ独立して協議・検討して決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬額等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定 報酬	業績連動 報酬	ストック オプション	
取締役 (社外役員を除く。)	145,080	102,690		42,390	5
監査役 (社外役員を除く。)	7,053	6,500		553	1
社外役員	8,741	7,200		1,541	4

(注) 取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

## (5) 【株式の保有状況】

## 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、もっぱら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

## 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるため、業務提携、製品の安定調達など経営戦略の一環として、また、取引先及び地域社会との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため必要と判断する企業の株式を保有しています。

当社は、保有の意義が薄れたと考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減をしていく基本方針のもと、取締役会において、毎期、個別の政策保有株式について、政策保有の意義を検証し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は、その検証の結果を開示するとともに、株主として相手先企業との必要十分な対話を行います。対話の実施によっても、改善が認められない株式については、適時・適切に売却します。

## b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計 額(千円)
非上場株式	3	20,000
非上場株式以外の株式	1	10,750

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

## c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

## 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	連結貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	連結貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式				
非上場株式以外の株式	1	119,250		

区分	当事業年度		前事業年度	
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)
非上場株式				
非上場株式以外の株式				

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、UHY東京監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時適正な開示を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,061,719	2,792,704
売掛金	395,402	306,252
未収入金	10,496	242,000
たな卸資産	<sup>1</sup> 67,139	<sup>1</sup> 64,297
その他	395,815	638,340
流動資産合計	6,930,573	4,043,595
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	<sup>2</sup> 16,531,059	<sup>2</sup> 19,826,131
減価償却累計額	6,556,458	7,480,637
建物及び構築物(純額)	9,974,601	12,345,494
工具、器具及び備品	1,587,079	1,900,992
減価償却累計額	880,867	1,101,554
工具、器具及び備品(純額)	706,211	799,437
土地	<sup>3</sup> 182,051	<sup>3</sup> 1,288,598
建設仮勘定	1,999,814	1,823,627
有形固定資産合計	12,862,678	16,257,158
無形固定資産		
その他	212,855	203,608
無形固定資産合計	212,855	203,608
投資その他の資産		
投資有価証券	31,485	177,001
長期貸付金	103,730	316,503
繰延税金資産	495,263	562,386
敷金及び保証金	957,837	962,844
関係会社株式	<sup>4</sup>	<sup>4</sup> 476,408
その他	498,727	408,441
貸倒引当金	17,430	17,430
投資その他の資産合計	2,069,614	2,886,156
固定資産合計	15,145,147	19,346,923
繰延資産		
開業費	184,233	120,190
繰延資産合計	184,233	120,190
資産合計	22,259,954	23,510,708

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	464,674	390,291
短期借入金	5, 6 400,000	5, 6 300,000
1年内償還予定の社債	49,000	49,000
1年内返済予定の長期借入金	3, 5, 6 1,698,480	3, 5, 6 1,922,757
未払金	949,983	1,667,672
未払法人税等	120,329	112,373
前受金	1,227,771	1,384,102
賞与引当金	32,826	39,140
その他	454,527	478,249
流動負債合計	5,397,592	6,343,587
固定負債		
社債	80,500	31,500
長期借入金	3, 4, 6 6,342,270	3, 4, 6 7,371,516
退職給付に係る負債	107,614	124,515
資産除去債務	470,891	539,002
その他	216,464	221,599
固定負債合計	7,217,740	8,288,134
負債合計	12,615,333	14,631,721
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,621,302	3,664,741
資本剰余金	3,582,543	3,625,982
利益剰余金	732,614	639,335
自己株式	356,138	954,138
株主資本合計	7,580,322	6,975,921
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,061	2,247
為替換算調整勘定	125,202	17,375
その他の包括利益累計額合計	126,263	15,127
新株予約権	152,839	198,393
非支配株主持分	1,785,195	1,689,544
純資産合計	9,644,621	8,878,987
負債純資産合計	22,259,954	23,510,708

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高	13,961,547	15,990,274
売上原価	12,238,273	14,313,342
売上総利益	1,723,273	1,676,931
販売費及び一般管理費	1 1,236,664	1 1,406,464
営業利益	486,608	270,467
営業外収益		
受取利息	16,068	34,405
受取家賃	18,566	18,594
助成金収入	1,601	37,614
為替差益	29,869	
デリバティブ評価益	14,468	
協賛金収入	57,083	83,750
原油スワップ差益	13,555	36,130
その他	50,842	47,184
営業外収益合計	202,055	257,679
営業外費用		
支払利息	88,238	99,248
為替差損		101,076
デリバティブ評価損		25,184
開業費償却	55,878	70,759
シンジケートローン手数料	35,187	56,056
その他	36,256	3,170
営業外費用合計	215,559	355,496
経常利益	473,104	172,650
特別利益		
新株予約権戻入益	592	697
子会社株式売却益		119,159
特別利益合計	592	119,856
特別損失		
固定資産除却損	2 39,105	2 36,256
減損損失	3	3 56,741
投資有価証券評価損		32,142
特別損失合計	39,105	125,140
税金等調整前当期純利益	434,591	167,366
法人税、住民税及び事業税	243,814	222,064
法人税等調整額	40,625	70,756
法人税等合計	203,188	151,308
当期純利益	231,402	16,057
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失( )	20,134	13,776
親会社株主に帰属する当期純利益	251,536	2,281

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
当期純利益	231,402	16,057
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,186	3,309
為替換算調整勘定	106,201	224,379
その他の包括利益合計	1 107,387	1 227,688
包括利益	338,789	211,630
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	292,330	104,143
非支配株主に係る包括利益	46,459	107,487

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,553,950	2,514,730	566,336	356,138	5,278,878
当期変動額					
新株の発行	1,067,352	1,067,352			2,134,704
剰余金の配当			85,258		85,258
親会社株主に帰属する 当期純利益			251,536		251,536
自己株式の取得					-
連結範囲の変動					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		461			461
当期変動額合計	1,067,352	1,067,813	166,278	-	2,301,444
当期末残高	3,621,302	3,582,543	732,614	356,138	7,580,322

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	124	85,594	85,469	101,212	1,678,303	7,143,863
当期変動額						
新株の発行						2,134,704
剰余金の配当						85,258
親会社株主に帰属する 当期純利益						251,536
自己株式の取得						-
連結範囲の変動						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,186	39,607	40,794	51,627	106,892	199,774
当期変動額合計	1,186	39,607	40,794	51,627	106,892	2,500,757
当期末残高	1,061	125,202	126,263	152,839	1,785,195	9,644,621

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,621,302	3,582,543	732,614	356,138	7,580,322
当期変動額					
新株の発行	43,439	43,439			86,878
剰余金の配当			103,738		103,738
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,281		2,281
自己株式の取得				598,000	598,000
連結範囲の変動			8,178		8,178
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	43,439	43,439	93,279	598,000	604,401
当期末残高	3,664,741	3,625,982	639,335	954,138	6,975,921

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,061	125,202	126,263	152,839	1,785,195	9,644,621
当期変動額						
新株の発行				23,621		63,256
剰余金の配当						103,738
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,281
自己株式の取得						598,000
連結範囲の変動		4,711	4,711			3,467
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,309	103,116	106,425	69,176	95,651	132,900
当期変動額合計	3,309	107,827	111,135	45,554	95,651	765,634
当期末残高	2,247	17,375	15,127	198,393	1,689,544	8,878,987

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	434,591	167,366
減価償却費	1,111,205	1,448,811
減損損失		56,741
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	9,831	16,901
貸倒引当金の増減額( は減少)	17,430	
賞与引当金の増減額( は減少)	1,286	11,838
受取利息及び受取配当金	17,808	36,220
投資有価証券評価損益( は益)		32,142
子会社株式売却損益( は益)		119,159
新株予約権戻入益	592	697
支払利息及び社債利息	91,744	101,707
為替差損益( は益)	29,869	101,076
固定資産除売却損益( は益)	39,105	36,256
売上債権の増減額( は増加)	55,267	271,749
たな卸資産の増減額( は増加)	6,855	2,151
繰延資産の増減額( は増加)	55,878	55,164
未収消費税等の増減額( は増加)		44,472
未払消費税等の増減額( は減少)	46,568	172,892
仕入債務の増減額( は減少)	45,652	61,344
建設協力金の賃料相殺	34,279	24,289
未払金の増減額( は減少)	131,202	51,642
その他	33,816	27,198
小計	1,513,072	1,915,856
利息及び配当金の受取額	13,233	19,391
利息の支払額	91,731	100,380
法人税等の支払額	328,677	209,480
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,105,896	1,625,386
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	33,202	33,265
定期預金の払戻による収入	33,202	33,265
有形固定資産の取得による支出	2,201,961	4,961,348
無形固定資産の取得による支出	20,467	86,996
投資有価証券の取得による支出		123,290
差入保証金の差入による支出	60,928	54,711
差入保証金の回収による収入	5,458	30,595
貸付けによる支出	65,663	63,409
貸付金の回収による収入	32,829	126,404
建設協力金の回収による収入	11,550	72,187
子会社株式の売却による収入		2 244,660
関係会社株式の取得による支出		477,050
その他	5,249	8,348
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,304,431	5,301,306

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の増減額( は減少)	400,000	100,000
社債の償還による支出	49,000	49,000
長期借入れによる収入	2,670,000	3,346,520
長期借入金の返済による支出	1,561,680	2,092,996
割賦債務の返済による支出	153,356	27,738
株式の発行による収入	2,112,599	64,212
非支配株主からの払込みによる収入	82,121	50,071
非支配株主からの株式取得による支出	21,227	
自己株式の取得による支出		598,000
配当金の支払額	84,888	103,832
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,594,568	489,237
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>		
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	27,628	82,332
現金及び現金同等物の期首残高	1,423,661	3,269,014
現金及び現金同等物の期首残高	4,638,057	6,061,719
現金及び現金同等物の期末残高	1 6,061,719	1 2,792,704

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

## 1 連結の範囲に関する事項

## (1) 連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

株式会社極楽湯

極楽湯中国控股有限公司

極楽湯(上海)沐浴股份有限公司

極楽湯(上海)沐浴管理有限公司

極楽湯(武漢)沐浴有限公司

極楽湯(上海)建築方案諮詢有限公司

極楽湯(蘇州)酒店管理有限公司

吉林極楽湯酒店管理有限公司

旅籠(上海)酒店管理有限公司

極楽湯(杭州)酒店管理有限公司

## (2) 連結範囲の重要な変更

直営店の出店を目的として、2018年3月に吉林極楽湯酒店管理有限公司及び、2018年6月に極楽湯(杭州)酒店管理有限公司を設立しました。第3四半期連結会計期間において、特定子会社であった極楽湯(上海)酒店管理有限公司は、出資持分売却により連結の範囲から除外しております。

## (3) 非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称 修曼(武漢)酒店管理有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 2 持分法の適用に関する事項

## (1) 持分法適用関連会社の数 社

## (2) 持分法を適用しない関連会社の数 2社

主要な関連会社の名称 康樂生技股份有限公司

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

## 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

従来、決算日が12月31日である中国子会社について同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っていましたが、連結財務諸表のより適切な開示を図るために、第1四半期連結会計期間より、中国子会社については連結決算日である3月31日に仮決算を行い連結する方法に変更しております。

この変更に伴い、当連結会計年度は、中国子会社の2018年1月1日から2019年3月31日までの15ヶ月間を連結し、連結損益計算書を通して調整しております。なお、仮決算を行う中国子会社の2018年1月1日から2018年3月31日までの売上高は1,431,799千円、営業利益は337,515千円、経常利益は294,763千円、税金等調整前四半期純利益は294,763千円であります。

#### 4 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

###### a 時価のあるもの

当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定)

###### b 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

###### a 商品

総平均法による原価法を採用しております。

(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

###### b 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2～34年

工具、器具及び備品 2～19年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年～10年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

###### a 一般債権

貸倒実績率法を採用しております。

###### b 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法を採用しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## (5) 重要なヘッジ会計の方法

## ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

## ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段... 金利スワップ取引

ヘッジ対象... 借入金利息

## ヘッジ方針

当社規程に基づき、借入金に係る金利変動をヘッジしております。

## ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。

## (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## (7) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建て金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産および負債は、各子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めています。

## (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

## 繰延資産の処理方法

## 開業費

5年間で均等償却することとしております。

## 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

## (未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

## (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

## (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、現在評価中であります。

## (表示方法の変更)

## (連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」(前連結会計年度1,601千円)及び「原油スワップ差益」(前連結会計年度13,555千円)は、重要性が高まったため、当連結会計年度より独立掲記しております。

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」のうちの51,746千円及び「固定負債」の「その他」のうちの6,828千円を「投資その他の資産」の「繰延税金資産」495,263千円に含めて表示し、「固定負債」の「その他」は216,464千円として表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

## (連結貸借対照表関係)

## 1 たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
商品	38,097千円	38,120千円
貯蔵品	29,042千円	26,176千円
計	67,139千円	64,297千円

## 2 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
建物及び構築物	9,491千円	9,491千円

## 3 担保資産及び担保債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
土地	千円	1,106,547千円
計	千円	1,106,547千円

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	千円	78,064千円
長期借入金	千円	1,073,420千円
計	千円	1,151,484千円

## 4 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
関係会社株式	千円	476,408千円

- 5 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行8行と当座貸越契約を、取引金融機関計15行とシンジケート方式による貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。なお、当該貸出コミットメントライン契約には連結貸借対照表の純資産の部の金額や、連結損益計算書の経常損失により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	1,200,000千円	4,944,292千円
借入実行残高	400,000千円	1,975,520千円
差引額	800,000千円	2,968,772千円

#### 6 財務制限条項

当社は金融機関19行とシンジケート契約を締結しており、本契約には連結貸借対照表の純資産の部の金額や、連結損益計算書の経常損失により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

なお、この契約に基づく連結会計年度末日における借入残高は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	643,200千円	851,144千円
長期借入金	3,220,800千円	3,695,176千円
計	3,864,000千円	4,546,320千円

(連結損益計算書関係)

#### 1 販売費及び一般管理費の主なもの

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
役員報酬	117,740千円	116,390千円
給料手当	379,449千円	475,405千円
減価償却費	44,452千円	51,046千円

#### 2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物及び構築物	5,959千円	32,380千円
工具、器具及び備品	503千円	2,665千円
ソフトウェア	32,642千円	1,210千円
計	39,105千円	36,256千円

#### 3 減損損失

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
極楽湯 千葉稲毛店 (千葉県千葉市稲毛区)	温浴施設	「建物及び構築物」「工具、器具及び備品」等	40,126
極楽湯 奈良店 (奈良県奈良市)	温浴施設	「建物及び構築物」「工具、器具及び備品」等	8,675
麴町ばらく 四ツ谷店 (東京都新宿区)	飲食店	「建物及び構築物」「工具、器具及び備品」等	7,939

当社グループは、店舗ごとに資産をグルーピングしております。

上記に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物30,116千円、工具、器具及び備品12,734千円、ソフトウェア2,249千円、長期前払費用11,640千円です。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.73%で割り引い

て算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)
その他の有価証券評価差額金		
当期発生額	1,709千円	4,769千円
組替調整額	千円	千円
税効果調整前	1,709千円	4,769千円
税効果額	523千円	1,460千円
その他有価証券評価差額金	1,186千円	3,309千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	106,201千円	239,957千円
組替調整額	千円	15,578千円
為替換算調整勘定	106,201千円	224,379千円
その他の包括利益合計	107,387千円	227,688千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,127,400	3,080,100		18,207,500

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加	670,100株
第三者割当増資による増加	2,410,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	917,675			917,675

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	2,766,100	555,500	805,600	2,516,000	152,839
連結子会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	14,407			14,407	
合計			2,780,507	55,500	805,600	2,530,407	152,839

注 1 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2 新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3 新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の権利行使によるものが670,100株及び権利失効によるものが135,500株の合計であります。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月28日 定時株主総会	普通株式	85,258	6	2017年3月31日	2017年6月29日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	103,738	6	2018年3月31日	2018年6月28日

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	18,207,500	251,300		18,458,800

## (変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 251,300株

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	917,675	1,000,000		1,917,675

## (変動事由の概要)

2018年11月15日の取締役会決議による自己株式の取得 1,000,000株

## 3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結 会計年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	普通株式	2,516,000	526,500	414,700	2,627,800	198,393
連結子会社	ストック・オプション としての新株予約権	普通株式	14,407			14,407	
合計			2,530,407	526,500	414,700	2,642,207	198,393

注 1 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載してあります。

2 新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3 新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の権利行使によるものが251,300株及び権利失効によるものが163,400株の合計であります。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	103,738	6	2018年3月31日	2018年6月28日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	99,246	6	2019年3月31日	2019年6月27日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	6,061,719千円	2,792,704千円
預入期間が3か月超の定期預金	千円	千円
現金及び現金同等物	6,061,719千円	2,792,704千円

## 2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

株式の一部売却により極楽湯(上海)酒店管理有限公司が連結子会社でなくなったことに伴う連結除外時の資産及び負債の内訳並びに株式売却価額と売却による収入は次のとおりであります。

流動資産	37,545 千円
固定資産	683,602 千円
流動負債	142,969 千円
固定負債	345,935 千円
株式売却後の投資勘定	60,675 千円
為替換算調整勘定	10,710 千円
非支配株主持分	38,235 千円
子会社株式売却益	119,159 千円
売却価額	263,202 千円
現金及び現金同等物	18,541 千円
差引：子会社株式売却による収入	244,660 千円

## (リース取引関係)

## オペレーティング・リース取引

## (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年内	63,600千円	153,600千円
1年超	298,509千円	974,748千円
合計	362,109千円	1,128,348千円

## (金融商品関係)

## 1 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金(短期・長期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。また、エネルギー市場価格変動リスクに対して原油スワップ取引を実施して、一部の運転用品費の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客(フランチャイズ契約先)の信用リスクに晒されております。また、差入敷金保証金は、主に土地、建物等の賃借契約における保証金であり、賃借先の信用リスクに晒されております。投資有価証券である株式は、市場価格及び実質価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で14年11か月後であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

### 信用リスクの管理

当社グループは、売掛金については取引先ごとに期日管理及び残高管理を行う体制としております。また、モニタリングを行い財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入敷金保証金については、モニタリングを行い財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブの利用にあたっては、信用度の高い金融機関に限定しているため信用リスクは僅少であります。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

### 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対応するため、金利スワップ取引を利用しております。また、金利変動のリスクをおさえるため、長期契約による金利の固定化を進めております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

### 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

定期的に手許流動性について取締役会へ報告され、早期把握やリスク軽減にむけた管理をしております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注)2を参照下さい。）

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	6,061,719	6,061,719	
(2) 売掛金	395,402	395,402	
(3) 投資有価証券	11,485	11,485	
(4) 敷金及び保証金	957,837	828,749	129,087
(5) 長期貸付金	103,730	103,730	
資産計	7,530,174	7,401,087	129,087
(1) 買掛金	464,674	464,674	
(2) 未払金	949,983	949,983	
(3) 短期借入金	400,000	400,000	
(4) 1年内償還予定の社債	49,000	49,109	109
(5) 1年内返済予定の長期借入金	1,698,480	1,701,192	2,712
(6) 社債	80,500	80,983	483
(7) 長期借入金	6,342,270	6,400,003	57,733
負債計	9,984,907	10,045,946	61,038

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,792,704	2,792,704	
(2) 売掛金	306,252	306,252	
(3) 投資有価証券	157,001	157,001	
(4) 敷金及び保証金	962,844	846,058	116,786
(5) 長期貸付金	316,503	314,237	2,266
資産計	4,535,306	4,416,253	119,052
(1) 買掛金	390,291	390,291	
(2) 未払金	1,667,672	1,667,672	
(3) 短期借入金	300,000	300,000	
(4) 1年内償還予定の社債	49,000	49,109	109
(5) 1年内返済予定の長期借入金	1,922,757	1,924,618	1,860
(6) 社債	31,500	31,639	139
(7) 長期借入金	7,371,516	7,378,462	6,946
負債計	11,732,737	11,741,793	9,056

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

## (1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

## (4) 敷金及び保証金

主に建物の賃借時に差入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、一般に公表されている長期プライムレートで割り引いた現在価値を算定しております。

## (5) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

## (1) 買掛金、(2) 未払金、及び(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 1年内償還予定の社債、及び(6) 社債

社債の時価は、市場価格がないため元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (5) 1年内返済予定の長期借入金、及び(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2018年3月31日	2019年3月31日
非上場株式	20,000	20,000

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

## 3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	6,061,719			
売掛金	395,402			
敷金及び保証金		125,882	449,491	382,463
長期貸付金	26,324	77,406		
合計	6,483,445	203,289	449,491	382,463

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,792,704			
売掛金	306,252			
敷金及び保証金		136,569	464,079	362,196
長期貸付金	20,171	296,330		
合計	3,119,127	432,899	464,079	362,196

## 4 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	400,000					
社債	49,000	49,000	31,500			
長期借入金	1,698,480	1,603,950	1,465,360	1,125,660	995,800	1,151,500
合計	2,147,480	1,652,950	1,496,860	1,125,660	995,800	1,151,500

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	300,000					
社債	49,000	31,500				
長期借入金	1,922,757	1,924,911	1,564,811	1,320,951	934,551	1,626,290
合計	2,271,757	1,956,411	1,564,811	1,320,951	934,551	1,626,290

(有価証券関係)

## 1 その他有価証券

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの 株式	11,485	9,949	1,535
合計	11,485	9,949	1,535

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額20,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの 株式	157,001	160,240	3,239
合計	157,001	160,240	3,239

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額20,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

## 3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当連結会計年度において、投資有価証券について32,142千円減損処理を行っております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の減損処理にあたっては、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下していると判断したものについて減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

## 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：千円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	原油スワップ取引 支払固定・ 受取変動	88,162		25,184	25,184

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち 1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	1,473,640	1,138,180	48,517

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち 1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	1,071,680	802,920	38,422

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

## 2 簡便法を適用した確定給付制度

### (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
退職給付に係る負債の期首残高	117,445	107,614
退職給付費用	10,948	20,037
退職給付の支払額	20,780	3,136
退職給付に係る負債の期末残高	107,614	124,515

### (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (2019年 3月 31日)
非積立型制度の退職給付債務	107,614	124,515
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	107,614	124,515
退職給付に係る負債	107,614	124,515
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	107,614	124,515

### (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

前連結会計年度10,948千円

当連結会計年度20,037千円

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金(注2)	68,606千円	162,395千円
退職給付に係る負債	38,665	49,511
賞与引当金	10,051	10,804
減価償却費累計額	323,930	334,368
減損損失累計額	326,662	319,534
資産除去債務	162,928	186,441
株式報酬費用	30,607	39,181
貸倒引当金	6,030	6,029
現物出資差額	25,042	25,042
その他	96,488	87,262
繰延税金資産小計	1,089,014	1,220,571
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)		117,455
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		453,682
評価性引当額小計(注1)	501,315	571,138
繰延税金資産合計	587,698	649,433
繰延税金負債		
資産除去債務	57,884	76,991
保証金利息	26,042	14,696
連結調整	46,058	30,047
繰延税金負債合計	129,985	121,735
繰延税金資産の純額	457,713	527,697

(注)1 評価性引当額が68,823千円増加しております。この増加の主な内容は、連結子会社における税務上の繰越欠損金が増加したためであります。

## 2 税務上の繰越欠損金及びその繰越税金資産の繰越期限別の金額

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
繰越欠損金(a)		538	4,481	54,604	35,139	67,634	162,395
評価性引当額		538	4,481	54,604	35,139	22,694	117,455
繰延税金資産						44,940	44,940

a 繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

b 繰越欠損金162,396千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産44,940千円を計上しております。

当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2	7.0
株式報酬費用	0.4	0.4
住民税均等割等	6.1	17.8
連結調整	1.9	
外国税額控除	2.1	4.4
税率変更による期末繰延税金資産の修正	13.0	
評価性引当金	25.7	41.7
連結子会社との実行税率差異	3.0	21.7
連結除外による影響		21.8
その他	2.6	2.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.6	90.3

(企業結合等関係)

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

上海育尊商務諮詢事務所

(2) 分離した事業の内容

連結子会社の温浴事業

(3) 事業分離を行った理由

当社は、現地パートナーである上海育尊商務諮詢事務所からの強い要望により極楽湯（上海）酒店管理有限公司の出資割合を変更すると共に、当社の中国子会社とフランチャイズ契約を締結することで合意しました。

(4) 事業分離日

2018年12月25日（みなし譲渡日は2018年9月30日）

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

イ) 法的形式受取対価を現金等の財産のみとする出資持分譲渡

ロ) 売却した出資持分の数 1,563万元

ハ) 売却後の持分比率 14.9%

ニ) 売却価額 244,660千円

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

子会社株式売却益 119,159千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 37,545千円

固定資産 683,602千円

資産合計 721,148千円

流動負債 142,969千円

固定負債 345,935千円

負債合計 488,905千円

## (3) 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価格と売却価格との差額を「子会社株式売却益」として特別利益に計上しております。また、極楽湯（上海）酒店管理有限公司に対する当社の持分比率が80.0%から14.9%に低下したことにより、同社は連結の範囲から除外しております。

## 3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

中国

## 4. 当連結会計年の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 97,643千円

営業損失 150,330千円

## 5. 継続的関与の主な概要

当社グループは、2019年3月31日現在、極楽湯（上海）酒店管理有限公司に対して、27百万元（約443,590千円）を貸付しております。また、当社の中国子会社と極楽湯（上海）酒店管理有限公司との間でフランチャイズ契約を締結しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

## (1) 当該資産除去債務の概要

店舗設備の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

## (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から9年～30年と見積り、割引率は1.0%～1.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## (3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	464,509千円	470,891千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	千円	77,159千円
時の経過による調整額	6,381千円	6,947千円
その他増減額（は減少）	千円	15,995千円
期末残高	470,891千円	539,002千円

(ストック・オプション等関係)

## 1 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	62,988千円	68,917千円

## 2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
新株予約権戻入益	592千円	697千円

## 3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1)ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第14回 ストック・オプション	第15回 ストック・オプション	2013年度株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分及び 数	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 130名	当社社外取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 132名	当社取締役 5名
ストック・オプションの 数(注)1	普通株式 900,000株	普通株式 568,500株	普通株式 61,800株
付与日	2012年6月28日	2013年6月27日	2013年7月12日
権利確定条件	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2014年7月1日から 2018年6月30日まで	2015年7月1日から 2019年6月30日まで	2013年7月13日から 2033年7月12日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第16回 ストック・オプション	2014年度株式報酬型 ストック・オプション	第17回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社社外取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員 135名	当社取締役 5名	当社社外取締役 1名 当社監査役 3名 当社執行役員及び従業員 129名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 581,000株	普通株式 45,100株	普通株式 660,000株
付与日	2014年6月26日	2014年7月11日	2015年6月25日
権利確定条件	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年7月1日から 2020年6月30日まで	2014年7月12日から 2034年7月11日まで	2017年7月1日から 2021年6月30日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	2015年度株式報酬型 ストック・オプション	第18回 ストック・オプション	2016年度株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 5名	当社社外取締役 2名 当社監査役 3名 当社執行役員及び従業員 131名	当社取締役 5名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 36,400株	普通株式 603,000株	普通株式 114,500株
付与日	2015年7月10日	2016年6月29日	2016年7月14日
権利確定条件	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2015年7月11日から 2035年7月10日まで	2018年7月1日から 2022年6月30日まで	2016年7月15日から 2036年7月14日まで

会社名	極楽湯中国控股有限公司	提出会社	提出会社
	第1回ストック・オプション	第19回 ストック・オプション	第20回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	発行会社董事 4名	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社執行役員及び従業員 67名 当社子会社取締役 3名	当社子会社取締役 2名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 14,407株	普通株式 453,000株	普通株式 25,000株
付与日	2016年12月20日	2017年6月28日	2018年3月16日
権利確定条件		在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年12月20日から 2019年12月19日まで	2019年7月1日から 2023年6月30日まで	2019年7月1日から 2023年6月30日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	2017年度株式報酬型 ストック・オプション	第21回 ストック・オプション	2018年度株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名	当社取締役 7名 当社監査役 3名 当社執行役員及び子会社取締役 2名 当社子会社従業員 74名	当社取締役 3名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 77,500株	普通株式 481,000株	普通株式 45,500株
付与日	2018年3月31日	2018年6月27日	2018年7月14日
権利確定条件	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年4月1日から 2038年3月31日まで	2020年7月1日から 2024年6月30日まで	2018年7月15日から 2038年7月14日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書によっております。

## (2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

会社名	提出会社 第14回 ストック・ オプション	提出会社 第15回 ストック・ オプション	提出会社 2013年度株式報 酬型ストック・ オプション	提出会社 第16回 ストック・ オプション	提出会社 2014年度株式報 酬型ストック・ オプション
権利確定前 (株) 前連結会計年度末 付与 失効 権利確定 未確定残					
権利確定後 (株) 前連結会計年度末 権利確定	196,500	192,500	54,500	257,000	39,700
権利行使	120,100	33,800	10,200	8,800	7,400
失効	76,400				
未行使残		158,700	44,300	248,200	32,300

会社名	提出会社 第17回 ストック・ オプション	提出会社 2015年度株式報 酬型ストック・ オプション	提出会社 第18回 ストック・ オプション	提出会社 2016年度株式報 酬型ストック・ オプション	極楽湯中国控 股有限公司 第1回ストック ・オプション
権利確定前 (株) 前連結会計年度末 付与 失効 権利確定 未確定残		31,800	592,000	114,500	
権利確定後 (株) 前連結会計年度末 権利確定	521,000	31,800	592,000	24,000	14,407
権利行使	26,000	6,000	15,000	24,000	
失効			1,000		
未行使残	495,000	25,800	576,000		14,407

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
	第19回 ストック・ オプション	第20回 ストック・ オプション	2017年度株式報 酬型ストック・ オプション	第21回 ストック・ オプション	2018年度株式報 酬型ストック・ オプション
権利確定前 (株) 前連結会計年度末 付与	414,000	25,000	77,500	481,000	45,500
失効	2,000			84,000	
権利確定 未確定残	412,000	25,000	77,500	397,000	45,500
権利確定後 (株) 前連結会計年度末 権利確定 権利行使 失効 未行使残					

## 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
	第14回 ストック・ オプション	第15回 ストック・ オプション	2013年度株式報 酬型ストック・ オプション	第16回 ストック・ オプション	2014年度株式報 酬型ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	228	311	1	430	1
行使時平均株価 (円)	707	610	648	622	648
公正な評価単価 (付与日) (円)	5	17	266	26	365

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	極楽湯中国控股 有限公司
	第17回 ストック・ オプション	2015年度株式報 酬型ストック・ オプション	第18回 ストック・ オプション	2016年度株式報 酬型ストック・ オプション	第1回ストック ・オプション
権利行使価格 (円)	551	1	544	1	10,000
行使時平均株価 (円)	618	648	599	648	
公正な評価単価 (付与日) (円)	38	462	51	465	

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
	第19回 ストック・ オプション	第20回 ストック・ オプション	2017年度株式報 酬型ストック・ オプション	第21回 ストック・ オプション	2018年度株式報 酬型ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	823	703	1	716	1
行使時平均株価 (円)					
公正な評価単価 (付与日) (円)	82	63	628	76	639

#### 4 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 当連結会計年度において付与された2018年Stock・オプション(第21回)についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	2018年 Stock・オプション
株価変動性 (注) 1	16%
予想残存期間 (注) 2	4年
予想配当 (注) 3	6円/株
無リスク利率 (注) 4	0.115%

(注) 1 4年間(2014年6月27日から2018年6月26日)の株価実績に基づき算定しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 2018年3月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

(2) 当連結会計年度において付与された2018年度株式報酬型Stock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	2018年度株式報酬型 Stock・オプション
株価変動性 (注) 1	11%
予想残存期間 (注) 2	11.5年
予想配当 (注) 3	6円/株
無リスク利率 (注) 4	0.106%

(注) 1 11.5年間(2007年1月14日から2008年7月13日)の株価実績に基づき算定しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 2018年3月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

#### 5 Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高意思決定機関である役員会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループ事業は、温浴事業を主な事業内容とする単一事業であり、各グループ会社において包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、温浴事業を基礎とした所在地別のセグメントから構成されており、「日本」、「中国」の2つを報告セグメントとしております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であり、セグメント間の内部売上高及び振替高は、市場の実勢価格に基いております。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額(注)	連結財務諸表 計上額
	日本	中国	計		
売上高					
外部顧客への売上高	10,893,698	3,067,848	13,961,547		13,961,547
セグメント間の内部 売上高又は振替高	45,963		45,963	45,963	
計	10,939,661	3,067,848	14,007,510	45,963	13,961,547
セグメント利益又は損失( )	617,508	16,899	600,608	114,000	486,608
セグメント資産	16,864,221	7,520,251	24,384,473	2,124,519	22,259,954
その他の項目					
減価償却費	677,504	406,461	1,083,966	27,239	1,111,205
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,141,233	1,209,098	2,350,331	10,300	2,360,631

(注) 1 セグメント利益又は損失( )の調整額 114,000千円は、セグメント間取引消去59,596千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 173,596千円であり、当該全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント資産の調整額 2,124,519千円には、報告セグメント間の相殺消去 2,323,263千円、各報告セグメントに配分していない全社資産198,744千円が含まれております。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない現金預金、投資有価証券、管理部門に係る資産であります。

3 減価償却費の調整額27,239千円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産での減価償却費であります。

4 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額10,300千円は各報告セグメントに帰属しない当社での設備投資額であります。

5 セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額(注)	連結財務諸表 計上額
	日本	中国	計		
売上高					
外部顧客への売上高	11,508,859	4,481,415	15,990,274		15,990,274
セグメント間の内部 売上高又は振替高	45,015		45,015	45,015	
計	11,553,874	4,481,415	16,035,290	45,015	15,990,274
セグメント利益又は損失( )	271,331	163,678	435,009	164,542	270,467
セグメント資産	16,757,741	9,036,958	25,794,699	2,283,990	23,510,708
その他の項目					
減価償却費	818,308	600,297	1,418,606	30,205	1,448,811
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,408,705	2,912,369	6,321,074	28,987	6,350,062

(注) 1 セグメント利益又は損失( )の調整額 164,542千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、当該全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント資産の調整額 2,283,990千円には、報告セグメント間の相殺消去 3,336,575千円、各報告セグメントに配分していない全社資産1,052,585千円が含まれております。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない現金預金、投資有価証券、管理部門に係る資産であります。

3 減価償却費の調整額30,205千円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産での減価償却費であります。

4 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額28,987千円は各報告セグメントに帰属しない当社での設備投資額であります。

5 セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

6 連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用する方法に変更しているため、当連結会計年度には、2018年1月1日から2019年3月31日までの業績が反映されております。

なお、仮決算を行う中国子会社の2018年1月1日から2018年3月31日までの売上高は1,431,799千円、セグメント利益は337,515千円であります。

## 【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

地域ごとの情報は、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国	合計
7,657,207	5,205,470	12,862,678

## 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

地域ごとの情報は、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国	合計
9,730,661	6,526,496	16,257,158

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	日本	中国	
減損損失	56,741		56,741

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

## 1 関連当事者との取引

## (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

## (ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千香港ドル)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	康樂生技股份有限公司	ケイマン	243	機能性食品の販売	直接 19.7	役員の兼任	第三者割当て引受	435,635		

## (イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

## 1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(万USドル)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(会社等)	ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション	セーシェル共和国	1,050	持株会社	(被所有) 直接 19.2	資本業務提携役員の兼任	第三者割当増資(注)	919,880		

(注) 当社が行った第三者割当増資を1株につき793円を引き受けたものであります。

## 2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	新川隆文			当社代表取締役	(被所有) 直接 4.4	資金の貸付	資金の貸付 貸付金の回収	65,663 23,744	長期貸付金	101,875
							利息の受取	2,025		
役員	羽塚 聡			当社取締役	(被所有) 直接0.3	資金の出資	ストック・オプションの権利行使(注) 2	18,123		
役員	高野 透			当社子会社代表取締役	(被所有) 直接0.3	資金の出資	ストック・オプションの権利行使(注) 2	15,263		
役員	松本俊二			当社子会社取締役会長	(被所有) 直接0.6	資金の出資	ストック・オプションの権利行使(注) 2	21,116		

(注) 1 役員貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2 2011年6月29日開催の定時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。

3 上記の取引金額には消費税等を含めておりません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(万USドル)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(会社等)	ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション	セーシェル共和国	1,050	持株会社	(被所有)直接16.9	資本業務提携役員の兼任	自己株式の取得	299,000		

(注) 1 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得しており、取引金額は取引前日の終値(最終特別気配を含む)によるものであります。

2 議決権等の被所有16.9%は、ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーションとピュアストーン・チャイナ・オポチュニティー・インベストメント・リミテッドの共同保有の割合であります。

## 2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	新川隆文			当社代表取締役	(被所有)直接1.8	資金の貸付	資金の貸付	43,412	長期貸付金	19,539
							貸付金の回収	127,600		
							利息の受取	1,852		
						資金の出資	自己株式の取得	299,000		

(注) 1 役員貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2 上記の取引金額には消費税等を含めておりません。

3 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得しており、取引金額は取引前日の終値(最終特別気配を含む)によるものであります。

## (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	445.73 円	422.65 円
1株当たり当期純利益金額	15.65 円	0.13 円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	14.61 円	0.13 円

(注) 1 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	251,536	2,281
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	251,536	2,281
普通株式の期中平均株式数 (株)	16,068,076	17,082,304
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数 (株)	1,151,170	592,626
(うち新株予約権) (株)	(1,151,170)	(592,626)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	9,644,621	8,878,987
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	1,938,034	1,887,937
(うち新株予約権)	(152,839)	(198,393)
(うち非支配株主持分)	(1,785,195)	(1,689,544)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	7,706,586	6,991,049
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	17,289,825	16,541,125

## (重要な後発事象)

## (1) 取締役、監査役、従業員、子会社取締役及び子会社従業員に対するストック・オプション(新株予約権)の付与について

当社は、2019年5月20日開催の取締役会において、2019年6月26日開催予定の第40期定時株主総会における承認を前提に、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員、子会社取締役及び子会社従業員に対して、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件とした議案を、以下のとおり付議することを決議いたしました。

株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること、また、適正な監査に対する意識を高めること等を目的として、当社取締役、監査役、従業員、子会社取締役及び子会社従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

3,920個(普通株式 392,000株)

新株予約権の払込金額

本新株予約権につき金銭の払込みを要しない。

## (2) 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の付与について

当社は、2019年6月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することを、以下のとおり決議いたしました。

株式報酬型ストック・オプションを発行する理由

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としております。

新株予約権の数の上限

1,100個(普通株式110,000株)

新株予約権の払込金額

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価格を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## (3) 温浴事業譲受(5店舗)及び子会社設立について

当社は、2019年4月24日開催の取締役会において、株式会社タカチホから温浴事業の一部譲り受けに関する基本

合意書の締結、及び譲り受けに伴う子会社の設立について決議し、2019年5月30日に株式会社タカチホと事業譲渡契約を締結いたしました。

## 1. 事業譲受の概要

### (1) 事業譲受の内容

株式会社タカチホが運営する以下5つの温浴施設の運営及び事業継続に必要な財産等

「女池湯ったり苑」(新潟県新潟市)、「松崎湯ったり苑」(新潟県新潟市)

「榎尾湯ったり苑」(新潟県新潟市)、「とみや湯ったり苑」(宮城県富谷市)

「羽生湯ったり苑」(埼玉県羽生市)

### (2) 相手先の名称及び事業内容

相手先の名称 株式会社タカチホ

事業の内容 観光みやげ品の卸売・小売・製造・温浴事業、不動産賃貸等

### (3) 事業譲受の理由

当社グループは、温浴施設を日本全国に40店舗(フランチャイズ含む)、中国全国に8店舗(フランチャイズ含む)展開しております。また、株式会社タカチホは「湯ったり苑」6店舗(長野県1、新潟県3、埼玉県1、宮城県1)を運営する温浴事業を展開しております。当社グループは、事業拡大のため温浴施設の新規出店だけでなく、既存の温浴施設の買収についても検討していたところ、この度、株式会社タカチホとの協議を重ねた結果、株式会社タカチホの所有する温浴施設の事業(長野県の1店舗を除く5店舗)について当社グループが譲り受けることで合意に至りました。

なお、今回の決定に伴い、当社は、株式会社タカチホより温浴事業を譲り受けるための子会社を新たに設立致しました。

### (4) 事業譲受日

2019年7月1日(予定)

### (5) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

本件事業譲受は、会社法第467条第1項3号及び第467条第2項の規定に該当せず、会社法第468条第2項の簡易事業譲受に該当するため、当社株主総会の決議を要しません。

### (6) 新設子会社の概要

新設子会社の名称 合同会社極楽湯東日本

事業の内容 温浴施設の運営・管理

## 2. 事業譲受の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

譲受価額は、株式会社タカチホとの守秘義務契約により開示は差し控えさせていただきます。

## 3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

## 4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

内容を精査中であるため、未確定であります。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社極楽湯 ホールディングス	第四回無担保社債	2013年 9月27日	129,500 (49,000)	80,500 (49,000)	2.1	無担保社債	2020年 9月30日
合計			129,500 (49,000)	80,500 (49,000)			

(注) 1 ( )内書は、1年以内の償還予定額であります。

## 2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
49,000	31,500			

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	400,000	300,000	0.5	
1年以内に返済予定の長期借入金	1,698,480	1,922,757	1.4	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	6,342,270	7,371,516	1.4	2020年～2033年
その他有利子負債				
合計	8,440,750	9,594,273		

(注) 1 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,924,911	1,564,811	1,320,951	934,551	1,626,290

## 【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	4,360,631	7,826,033	11,573,505	15,990,274
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 又は税金等調整前四半期 (当期)純損失金額 (千円)	231,204	432,658	263,277	167,366
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 又は親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失金額 (千円)	248,938	316,099	330,808	2,281
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 又は1株当たり 四半期(当期)純損失金額 (円)	14.40	18.19	19.16	0.13

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額又は 1株当たり 四半期純損失金額 (円)	14.40	3.85	0.86	20.16

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,152,367	1,021,377
売掛金	1 89,182	1 84,496
未収入金		54,984
短期貸付金		98,575
関係会社貸付金	1,117,863	2,786,226
1年内償還予定の関係会社社債	1,080,980	896,150
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,051,252	1,069,578
その他	268,642	146,821
流動資産合計	6,760,287	6,158,209
固定資産		
有形固定資産		
土地	2 182,051	1,288,598
その他	155,590	155,870
減価償却累計額	69,532	78,062
その他(純額)	86,057	77,807
有形固定資産合計	268,108	1,366,406
無形固定資産		
その他	79,292	68,293
無形固定資産合計	79,292	68,293
投資その他の資産		
長期貸付金		315,266
関係会社株式	2,879,028	3,274,845
関係会社長期貸付金	3,708,410	3,988,203
関係会社社債	2,366,570	1,470,420
その他	402,174	333,737
投資その他の資産合計	9,356,183	9,382,473
固定資産合計	9,703,584	10,817,173
資産合計	16,463,871	16,975,382

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	3 400,000	2 300,000
1年内償還予定の社債	49,000	49,000
1年内返済予定の長期借入金	4 1,698,480	3 1,922,757
未払法人税等	56,153	38,453
賞与引当金	32,826	
その他	121,933	50,393
流動負債合計	2,358,393	2,360,605
固定負債		
社債	80,500	31,500
長期借入金	4 6,342,270	3 7,371,516
退職給付引当金	107,614	
その他	28,778	28,351
固定負債合計	6,559,162	7,431,368
負債合計	8,917,556	9,791,973
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,621,302	3,664,741
資本剰余金		
資本準備金	3,267,902	1,011,341
その他資本剰余金	322,918	2,622,918
資本剰余金合計	3,590,821	3,634,260
利益剰余金		
利益準備金	50	50
その他利益剰余金		
別途積立金	32,907	32,907
繰越利益剰余金	503,471	609,442
利益剰余金合計	536,428	642,400
自己株式	356,138	954,138
株主資本合計	7,392,414	6,987,263
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,061	2,247
評価・換算差額等合計	1,061	2,247
新株予約権	152,839	198,393
純資産合計	7,546,315	7,183,409
負債純資産合計	16,463,871	16,975,382

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)
売上高		
フランチャイズ関連収入	1 750,194	1 734,836
売上高合計	750,194	734,836
売上原価		
フランチャイズ関連原価	2 13,344	2 13,307
売上原価合計	13,344	13,307
売上総利益	736,849	721,528
販売費及び一般管理費	3 531,139	3 472,580
営業利益	205,710	248,947
営業外収益		
受取利息	159,397	223,722
その他	8,406	3,317
営業外収益合計	4 167,803	4 227,040
営業外費用		
支払利息	88,399	98,535
シンジケートローン手数料	35,187	56,056
為替差損	13,252	38,194
その他	16,284	2,510
営業外費用合計	153,124	195,296
経常利益	220,389	280,691
特別利益		
新株予約権戻入益	592	697
特別利益合計	592	697
特別損失		
固定資産除却損	5	5 1,210
特別損失合計		1,210
税引前当期純利益	220,982	280,177
法人税、住民税及び事業税	89,691	81,633
法人税等調整額	3,746	11,165
法人税等合計	85,944	70,467
当期純利益	135,037	209,710

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,553,950	2,200,550	322,918	2,523,468	50	32,907	453,692	486,649
当期変動額								
新株の発行	1,067,352	1,067,352		1,067,352				
剰余金の配当							85,258	85,258
当期純利益							135,037	135,037
資本準備金の取崩								
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	1,067,352	1,067,352		1,067,352			49,779	49,779
当期末残高	3,621,302	3,267,902	322,918	3,590,821	50	32,907	503,471	536,428

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	356,138	5,207,930	124	124	101,212	5,309,017
当期変動額						
新株の発行		2,134,704				2,134,704
剰余金の配当		85,258				85,258
当期純利益		135,037				135,037
資本準備金の取崩						
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			1,186	1,186	51,627	52,813
当期変動額合計		2,184,483	1,186	1,186	51,627	2,237,296
当期末残高	356,138	7,392,414	1,061	1,061	152,839	7,546,315

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,621,302	3,267,902	322,918	3,590,821	50	32,907	503,471	536,428
当期変動額								
新株の発行	43,439	43,439		43,439				
剰余金の配当							103,738	103,738
当期純利益							209,710	209,710
資本準備金の取崩		2,300,000	2,300,000					
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	43,439	2,256,560	2,300,000	43,439			105,971	105,971
当期末残高	3,664,741	1,011,341	2,622,918	3,634,260	50	32,907	609,442	642,400

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	356,138	7,392,414	1,061	1,061	152,839	7,546,315
当期変動額						
新株の発行		86,878				86,878
剰余金の配当		103,738				103,738
当期純利益		209,710				209,710
資本準備金の取崩						
自己株式の取得	598,000	598,000				598,000
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			3,309	3,309	45,554	42,244
当期変動額合計	598,000	405,150	3,309	3,309	45,554	362,905
当期末残高	954,138	6,987,263	2,247	2,247	198,393	7,183,409

**【注記事項】****(重要な会計方針)**

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
  - (2) その他有価証券
    - a 時価のあるもの  
当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
    - b 時価のないもの  
移動平均法による原価法を採用しております。
- 2 デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法  
時価法を採用しております。
- 3 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)  
定額法を採用しております。  
主な耐用年数は以下のとおりです。

建	物	10年～15年
工具、器具及び備品		5年～10年
  - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年～7年)に基づいております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 4 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- 5 ヘッジ会計の方法
  - (1) ヘッジ会計の方法  
特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。
  - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段...金利スワップ取引  
ヘッジ対象...借入金利息
  - (3) ヘッジ方針  
当社規程に基づき、借入金に係る金利変動をヘッジしております。
  - (4) ヘッジ有効性評価の方法  
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。
- 6 その他財務諸表作成のための基本となる重要事項  
消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

## (表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」のうちの14,784千円を「投資その他の資産」の「その他」402,174千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

## (貸借対照表関係)

## 1 関係会社に対する資産

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
売掛金	89,182千円	84,496千円
未収入金	千円	54,984千円
流動資産その他	78,842千円	41,678千円

## 2 担保資産及び担保債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
土地	千円	1,106,547千円
計	千円	1,106,547千円

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	千円	78,064千円
長期借入金	千円	1,073,420千円
計	千円	1,151,484千円

3 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と当座貸越契約を、取引金融機関計15行とシンジケート方式による貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末日の借入未実行残高は、次のとおりであります。なお、当該貸出コミットメントライン契約には連結貸借対照表の純資産の部の金額や、連結損益計算書の経常損失により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの増額	1,200,000千円	4,780,000千円
借入実行残高	400,000千円	1,975,520千円
差引額	800,000千円	2,804,480千円

## 4 財務制限条項

当社は金融機関19行とシンジケート契約を締結しており、本契約には連結貸借対照表の純資産の部の金額や、連結損益計算書の経常損失により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

なお、この契約に基づく会計年度末日における借入残高は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	643,200千円	851,144千円
長期借入金	3,220,800千円	3,695,176千円
計	3,864,000千円	4,546,320千円

(損益計算書関係)

- 1 フランチャイズ関連収入は、ロイヤリティ収入、子会社に対する経営指導料、店舗設備の販売及び入浴関連資材の販売等であり、金額は下記のとおりです。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
ロイヤリティ等収入	45,963千円	45,234千円
その他収入	704,231千円	689,602千円

- 2 フランチャイズ関連原価は、店舗設備の原価・入浴関連資材の原価等であります。

- 3 販売費及び一般管理費の主なもの

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
役員報酬	117,740千円	116,390千円
給料手当	102,531千円	81,936千円
株式報酬費用	62,988千円	68,917千円
減価償却費	1,676千円	3,491千円

おおよその割合

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
販売費	1%	1%
一般管理費	99%	99%

- 4 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
受取利息	157,270千円	214,849千円

- 5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
ソフトウェア	千円	1,210千円
計	千円	1,210千円

## (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2019年3月31日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
子会社株式			
関連会社株式	435,635	413,292	22,342
計	435,635	413,292	22,342

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
子会社株式	2,879,028	2,839,210
関連会社株式		
計	2,879,028	2,839,210

これらについては、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	10,051千円	千円
退職給付引当金	38,665	
未払費用		6,709
株式報酬費用	30,607	39,181
現物出資差額	25,042	25,042
その他	4,513	6,159
繰延税金資産小計	108,881	77,093
評価性引当額小計	25,042	25,042
繰延税金資産合計	83,838	52,051
繰延税金負債		
繰延税金負債合計		
繰延税金資産の純額	83,838	52,051

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.8	3.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		7.6
株式報酬費用	0.8	0.3
住民税均等割等	1.7	0.4
外国税額控除	4.1	2.6
評価性引当額	0.3	
その他	1.9	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.8	25.1

## (重要な後発事象)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」の(重要な後発事象)をご参照ください。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
土地	182,051	1,106,547		1,288,598			1,288,598
その他	155,590	280		155,870	78,062	8,529	77,807
有形固定資産計	337,641	1,106,827		1,444,468	78,062	8,529	1,366,406
無形固定資産							
その他	230,153	15,000	1,210	243,943	175,649	24,788	68,293
無形固定資産計	230,153	15,000	1,210	243,943	175,649	24,788	68,293
長期前払費用	3,805			3,805	1,696	815	2,109

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	32,826		32,826		

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで															
定時株主総会	6月中															
基準日	3月31日															
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日															
1単元の株式数	100株															
単元未満株式の買取り																
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部															
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社															
取次所																
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額															
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="https://www.gokurakuyu-holdings.co.jp/ir/koukoku.html">https://www.gokurakuyu-holdings.co.jp/ir/koukoku.html</a>															
株主に対する特典	<p>毎年9月末日現在の株主様に対し、所有株式数に応じて「極楽湯」「RAKU SPA」「RAKU SPA Cafe」「RAKU SPA GARDEN」「RAKU SPA 1010」無料入浴券を進呈いたします。</p> <p>( 1 )</p> <p style="text-align: center;">(基準日は3月末及び9月末)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>株主名簿への記録</th> <th>連続3回 (1年以上)</th> <th>連続5回以上 (2年以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上</td> <td>4枚</td> <td>5枚</td> </tr> <tr> <td>300株以上</td> <td>6枚</td> <td>7枚</td> </tr> <tr> <td>500株以上</td> <td>10枚</td> <td>11枚</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上</td> <td>20枚</td> <td>21枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 極楽湯(直営全店・一部FC店)、RAKU SPA Cafe 浜松( 2 )  . . . . . 1名様ご利用につき1枚必要  RAKU SPA 鶴見、RAKU SPA GARDEN 名古屋 . . . . . 1名様ご利用につき2枚必要  RAKU SPA 1010 神田(銭湯・サウナコース) . . . . . 1名様ご利用につき1枚必要  RAKU SPA 1010 神田(RAKU SPAコース) . . . . . 1名様ご利用につき2枚必要  海外店舗(直営全店) . . . . . 1名様ご利用につき2枚必要</p> <p>2 ご利用できない店舗  さっぽろ弥生店、さっぽろ手稲店、京王高尾山温泉 / 極楽湯、  枚方店、東大阪店、尼崎店</p> <p>3 RAKU SPA 1010 神田を24時以降ご利用の場合は、別途料金が発生致します。</p>	株主名簿への記録	連続3回 (1年以上)	連続5回以上 (2年以上)	100株以上	4枚	5枚	300株以上	6枚	7枚	500株以上	10枚	11枚	5,000株以上	20枚	21枚
株主名簿への記録	連続3回 (1年以上)	連続5回以上 (2年以上)														
100株以上	4枚	5枚														
300株以上	6枚	7枚														
500株以上	10枚	11枚														
5,000株以上	20枚	21枚														

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  
会社法第189条第2項各号に掲げる権利  
会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  
株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第39期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

2018年6月28日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月28日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第40期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

2018年8月14日関東財務局長に提出。

第40期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

2018年11月14日関東財務局長に提出。

第40期第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)

2019年2月13日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

2019年2月13日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

2019年4月16日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

2019年4月24日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)及び第8号(子会社取得の決定)の規定に基づく臨時報告書であります。

#### (5) 自己株券買付状況報告書

2018年12月11日関東財務局長に提出。

#### (6) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第40期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月16日関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年 6月27日

株式会社極楽湯ホールディングス

取締役会 御中

### UHY東京監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 原 伸 之

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 谷 田 修 一

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯ホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯ホールディングス及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

1. 連結子会社の事業年度等に関する事項に記載されているとおり、当連結会計年度から、従来、決算日が12月31日である中国子会社について、連結決算日である3月31日に仮決算を行い連結する方法に変更している。
2. 企業結合等関係に関する注記に記載されているとおり、会社は極楽湯（上海）酒店管理有限公司の一部の出資持分を譲渡し、極楽湯（上海）酒店管理有限公司を連結の範囲から除外している。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2019年4月24日開催の取締役会において、株式会社タカチホから温浴事業の一部譲り受けに関する基本合意書の締結、及び、譲り受けに伴う子会社を設立することを決議し、2019年5月30日に事業譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社極楽湯ホールディングスの2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、株式会社極楽湯ホールディングスが2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2019年6月27日

株式会社極楽湯ホールディングス

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 原 伸 之指定社員  
業務執行社員 公認会計士 谷 田 修 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯ホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯ホールディングスの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2019年4月24日開催の取締役会において、株式会社タカホから温浴事業の一部譲り受けに関する基本合意書の締結、及び、譲り受けに伴う子会社を設立することを決議し、2019年5月30日に事業譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。